

農政商工観光委員会会議録

日時 平成22年3月8日（月） 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後4時28分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 安本 美紀
委員 大沢 軍治 望月 清賢 浅川 力三 岡 伸
樋口 雄一 武川 勉 深沢登志夫

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光部長 中楯 幸雄 観光部次長 山田 幸子
観光企画・ブランド推進課長 八巻 哲也 観光振興課長 小林 明
観光資源課長 塩谷 雅秀 国際交流課長 窪田 克一

農政部長 笹本 英一 農政部次長 松村 孝典
農政部技監 石川 幸三 農政部技監 西島 隆
農政総務課長 杉山 正巳 指導検査室長 原田 育生
農村振興課長 有賀 善太郎 果樹食品流通課長 樋川 宗雄
農産物販売戦略室長 河野 侯光 畜産課長 白砂 勇
花き農水産課長 深沢 和人 農業技術課長 赤池 栄夫 耕地課長 加藤 啓

議題 （付託案件）

第36号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件
（調査依頼案件）

第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

第22号 平成22年度山梨県農業改良資金特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案のとおり賛成すべきものと決定した。

審査の概要 3月5日に引き続き、午前10時08分から午前11時58分まで観光部関係、休憩をはさみ午後1時32分から午後4時28分まで（その間、午後2時27分から42分まで休憩をはさんだ）農政部関係の審査を行った。

主な質疑等 観光部関係

※第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

（委員長が所用のため、安本副委員長が委員長の職務を努めた。）

（観光促進指導費について）

岡委員

先ほど、最初に、観光部長のほうから、昨今の動態数について御説明をいただきました。つまり、宿泊数は、国においても減少しているけれども、本県においても減少しているというお話をいただいたわけでありますけれども、それらの考え方、今までの経過も含めて、若干、説明をいただきたいと思います。

八巻観光企画・ブランド推進課長 国の調査は、対象が、従業員が10人以上の宿泊施設ということになっております。その数ですが、山梨県では156カ所の宿泊施設が対象になっております。本県全体を眺めますと、宿泊施設は、ホテル、旅館、民宿、ペンションと含めまして、全部で1,444カ所でございます。ただ、山梨県の観光動態調査というのは、まだ去年のものがまとまっておりません。今、一番新しいものとして、国の観光庁でやった宿泊統計調査の結果を先ほど御報告させていただいたということでございます。

岡委員

国においては、御案内のように、昭和38年の観光基本法を全面的に改正いたしまして、平成19年の1月1日から施行されて観光立国として動き始めたわけですね。そういうふうな中で、今まで、順調にといいましょうか、ある程度、上昇過程にあったところではありますが、結果的に、御案内のように、リーマン・ブラザーズを初めとする昨今の経済情勢の中で、減少はやむを得ないと、一面ではそういう感じがいたしますが、国全体でも5.4%の減少ときついわけでありますけれども、本県におけます5.5%の減少も、観光立国をうたい、チャレンジ山梨においても、あるいは昨今の知事の所信表明等々を含めても、積極的に観光については取り組んでいきたいと言っているところではありますが、その意気込みが、何か見えないような感じもいたすわけでありますけれども、その辺についてお考えはいかがでしょうか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 状況が厳しい分、一生懸命やらなきゃいけないと、当然、思っております。今後、本県の誘客の増大を図っていくためには、JRや中日本高速道路と連携したキャンペーンを積極的に実施していきたいと、まず思っています。また、県の取り組みといたしましても、新たなツーリズムの取り組みといたしまして、MICE、新たな団体旅行の誘致とか予算でもお示しましたがジュエリーツーリズムの推進なんかもやっていきたいと。さらには、着地型観光の事業に取り組んでいきたいと思っておりますし、富士北麓広域周遊観光事業も、集客については大きな要素になるんじゃないかと思っております。また、魅力ある観光地づくりということで、観光地域の経営支援事業とか観光圏の整備事業なんかも、一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。また、魅力あるものをつくったら、それを外に向かって一生懸命情報発信をしていかなきゃいけないということで、イメージアップキャンペーンを実施したり、中京、関西圏でもPR活動、それから国内外でのトップセールス、さまざまなものに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

（職員給与費等、観光部の予算について）

岡委員

今、観光企画・ブランド推進課の分で、項計、課計の予算の中で見ていきますと、人件費が余りにも多過ぎて、実際に、積極的に施策をやっていくという姿勢が見えない感じもいたすわけでありましたが、その辺について考え方は。

八巻観光企画・ブランド推進課長 人件費は現員現給で計上させていただいております。事業につきましましては、観光懇話会とかさまざまな意見もお聞きする中で、有効なものを私どもで考えて提出をさせていただいております。

小林観光振興課長 私どものさまざまな施策の中で、やはり、先ほど八巻課長のほうからも説明がありましたとおり、JR東日本でありますとか中日本高速と連携した事業が多々ございます。これにつきましましては、我々職員、あるいは機構の職員と、それから既定の経費を有効に使いながらやっていくということで、予算上あらわれないものが多々ございまして、その辺につきましても御理解をお願いしたいと思っております。

それから、観光企画・ブランド推進課の方につきましましては、主に人件費を、私どもの課の分も含めまして計上させていただいております。主に、個々の事業につきましましては観光振興課等々のほうについているということで御理解をお願いしたいと思っております。

岡委員

今の、人件費と言ったのは、5億5,500万円のうち、3億6,000万円。今回の中で2億円ぐらいしか、観光分といいましょうか、ここの部分だけを見ますと感ずるわけですね。ほかのところにも、もちろん入っていますから、それはそれなりに評価をいたしますけれども、しかし、基本のところの、例えば国際交流センターも含めて、ここのところに1億2,000万円もかけているわけでありましてね。そこへさらに運営費として委託費が3,900万円も国際交流センターへ盛られるわけですね。そういうふうなことを含めて、何かちぐはぐな感じがいたすわけでありましてけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

中楯観光部長

予算につきましましては、観光企画・ブランド課につきましましては、基本的には内部監査、振興事業については観光振興課のほうの予算に計上してあるというのが実態でございます。国際観光につきましましては国際交流課。こんな形になっておりまして、先ほど小林課長のほうからも話が出ましたが、観光の予算、この予算以外にJRと2年連続したキャンペーンを4月から6月にする。これはわずかの金額で大きな事業でございます。これは、マスコミもいて公表は困るわけでございますけれども、我々のほうで印刷物程度のものでございますけれども、実際の宣伝効果というのは、数億円というか、億も10億に近いほどの数字が、積算としてはあるわけでございます。これをJRと一緒にやる。こういうことの宣伝効果というのは非常に大きいわけございまして、これを単費でやるというわけにはいきませんけれども、JRさんが2年連続して協力をしていただけると。非常に大きなことだと思います。

それから、引き続いて魅力発信事業を東京でやる、それから上海でやる。こういった情報発信ですね。私は、この間も予算特別委員会の説明で申し上げさせていただきましてけれども、魅力を国内外に情報発信する。それはいろんな機会にいろんなお力をかりてやっていくということだと思います。

それと、やはり受け入れ体制をどうつくっていくか、この2点が大きな取り組みだろうと思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

岡委員

確かにJRを含めて、他の機関の協力をいただくということは大切なことだと思うわけですが、例えばテレビなんかを見て、あるいはドラマなんかを見ている中で、甲信越という中では、やっぱり信越のほうがいろいろな形で出てくる。甲のほうはなかなか出てこない。やっぱり甲州をどういうふうに、近過ぎるといえば近過ぎるかもしれませんが、フィルムコミッションのロケやら何やらありまして、これらにつきましても、もっともっと、大変失礼ではありますが、活字離れではなくて、見るというのはまたちょっと違う感じがいたすわけでありまして、例えば子供たちがテレビを見ていて、テレビに映ると映らないとでは、全然、顔色が違うということにもなるわけでありまして、フィルムコミッションなんか、全然、金額が少ないと思うわけですが、これらも含めてもっとやる気で予算づけというのはしていくんじゃないかと感ずるんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 予算は少ないかもしれませんが、一生懸命、効率、効果的なことを旨として、工夫してやっていきたいと考えております。

岡委員

もっと力強く、こう打っていきたいと、こうしたいと。迫力がないんじゃないかと思うんですけども。いろいろ言う申しわけないんですけども、そういうふうなことを含めて、やっぱり観光立県としてやっていくのであるならば、しっかりやっていただかないと。山梨そのものでは資源がないわけでありまして、そういう点からするならば、この自然のすばらしさ、これを資源として、後ほど富士北麓だとか八ヶ岳南麓の先生方がやると思うわけでありまして、やっぱり基本的にはそういうふうな自然をしっかりと売り込んでいくということが大切じゃないかと。それ以外にジュエリーだとかワインだとか、あるいはあらゆるいろいろの果物ということになっていくんだらうと思うわけでありまして、いずれにいたしましても、基本には、やっぱり観光という部分を据えていかないと、宿泊者も関係者も少なくなっていくんじゃないかと感じております。

（やまなし観光推進機構事業費補助金について）

引き続きまして、観10ページ、やまなし観光推進機構に1億2,400万円の予算づけをいたしています。これの中身をちょっとお知らせください。

小林観光振興課長 やまなし観光推進事業費補助金の中身でございますけれども、これは機構に現在行っております理事長、専務の person 費、県から派遣している職員の person 費、それから、市町村、民間と連携して行っております、機構がさまざまな展開を行っております事業費、その合計でございます。

岡委員

先ほども person 費の話をしていただいたわけでありまして、やっぱり、私は、大変失礼でありますけれども、国際交流課の中だと思うんですけども、センターの理事長さんに、今までは無償だったものが、年間500万円でしょうか、600万円でしょうか、お金を出しているわけですね。今のやまなし観光推進機構の中の理事長さんだとか専務さんだとかに、かなりの金額が出ているんじゃないかと、私は感ずるわけでありまして、もし差し支えなかったら、理事長さんが幾らで専務さんがお幾らなんでしょうか。

小林観光振興課長 22年度の予算としてお願いした部分でございますけれども、ちょっと合計金額しかわからないわけなんですけど、今、OBを2名、お願いしてございまして、県のほうで1,250万円ということでございます。それから、7名の県職

員が現在派遣されておりまして5,100万円でございます。

岡委員

これで約半数といいましょうか、1億2,400万円からするならば半分弱ということになるんですけれども、いずれにいたしましても、この機構そのものも、先ほど部長がおっしゃった、JRを含めた各企業、あるいは団体等々の御協力をいただくための組織かと、私は感じているわけでありましてけれども、この間の主立った事業について御説明いただけますか。

小林観光振興課長

先ほど来、例示として出させていただいておりますけれども、春に、JR東日本と連携いたしましてやっております、花と名水のキャンペーンも、県のほうも連携はしておりますが、やまなし観光推進機構のほう事業主体としてやっております。それから、ETCの利用が休祝日1,000円になったときの、関西方面、あるいは談合坂等々で行っている高速道路サービスエリアへのキャンペーンも機構のほうでやっております。そういった形で、キャンペーン、プロモーション活動というのは、機構が主体にやっております。

それから、先般も、新聞報道等されておりますけれども、タクシーのおもてなしの事業でございますとか、女将サミットでございますとか、そういった観光客のおもてなし、あるいは観光人材の育成、こういったような事業も行ってあります。

それから、やまなし観光推進機構のほうでは、県のほうで構築しました「富士の国やまなし観光ネット」、この辺の情報の更新、あるいは新たな発信、こういったものを活用した発信をやっていただいております。それから、富士の国やまなし館を初めとします山梨の県産品の大きなプロモーション、販売活動、宣伝活動、こういったものも機構のほうでやっていただいております。

それから、機構が出て、その特徴として、第一に、全国的にもユニークな取り組みということでやっておるのが、先生たちも御存じのとおり、着地型観光商品の造成・販売ということでございます。これも機構のほうで、民間からの旅行会社の職員の派遣などをいただく中で、連携してやっていくということでございます。

岡委員

詳細に御説明いただきましてありがとうございます。いずれにいたしましても、この組織あたりが中心で山梨県の観光振興ということが進むんじゃないかと感じているわけでありましてけれども、しかし、やっぱり、いまひとつ中身がわからない部分があったんです。勉強不足で悪いんですが、そういう点があったのかと、私自身感じておりますけれども、ぜひ積極的な取り組みをしていただきたいと思っています。

（国際観光推進費等について）

最後になりますけれども、観18ページ、国際観光の関係であります。これにつきましても、今までもアイオワもありますけれども、近いところで中国、やっぱり13億人の中国の方々との連携強化は、今後の、まさに21世紀、山梨においても、あるいは国においても大切だと、私はずっと言い続けてまいった経過であります。私は、やはり、せつかく四川省との都市提携がなされておりますし、ことしは25年ということになるわけでありましてけれども、そういうふうなことを含めて、上海へ、あるいは北京へという取り組みも、このところ知事に積極的な取り組みをしていただいているわけでありまして、そういう点では、上海、香港、あるいは北京、次いで四川等々を含めてこれからやっていく。そういう中で400万円という金額はどうかかなというふうなこ

とを感じるわけでありませけれども、この中に情報収集等があるわけでありませけれども、どういうふうな形で、どのくらいのスタッフを。予算特別委員会で作ろうと思ひながらも。ちょっと聞かせてください。

窪田国際交流課長 中国は、先生がおっしゃるように、非常に重要な地域として、知事もトップセールスを毎年行っていますけれども、御質問の、中国観光セールス強化事業400万円ですけれども、まず、北京と上海にございます。北京につきましては、一昨年から、過去に旅行会社、また、現在もいろんな活躍している中国の方に委託しまして、山梨県の観光の最新情報をPRするとともに、北京では、中国の東北を含めまして旅行会社を訪問していただく。また、観光展がございませるので、その折に山梨県のPRをしていただくと。また、定期的にメール、電話等で、直接、担当者、重要なポストの方にPRしていくという形で、個人に、その方に委託をしているという形です。上海につきましては、昨年の4月から拠点を設けまして、上海のメディアグループという会社がございませけれども、そこのところへ業務委託という形で委託しております。その業務につきましましては、各旅行会社、またメディア関係等に対しまして、定期的に訪問して、山梨県の最新の観光情報の提供、また、情報収集につきましましては、現地の旅行会社には、どのような、日本に向けてのニーズがあるか、一般の消費者の動向を、随時、情報収集して、こちらのほうを経由して、県内の観光事業者、また、観光宿泊等の施設に提供しているというような状況で、最近の成果として、例えば北京におきましては、委託している方が非常に熱心に取り組んでいる結果、学校の教育旅行とか。昨年は、先ほど言ひましたように、インフルエンザ、金融危機の関係で全国的に宿泊客数が落ち込んでいます。先ほど、5.4%の減少というのが全国で、外国人観光客については二十数%落ち込んでいますけれども、山梨県の場合は、全国で一番の11%、逆に増加したという成果が出ています。これは、北京とか上海の成果だと思ひしております。そのような形で、現地の情報を素早く県内の観光事業者等に提供するというような情報提供も行っております。

岡委員 大きな成果を上げられているようで御同慶にたえないところですが。そうはいつても、実際問題といたしまして、昨年の3月に、私たちは香港において視察をさせていただきました。中銀の関係者ということで、拠点を置いている、井上さんという所長さんが委託を受けていろいろな情報収集をしているということで、これは商工のほうですね、起用した経過がありますけれども。私は、やっぱり上海、あるいは北京へ拠点を置きながら、それなりの情報収集をしているということについては、しっかりした情報収集というのがないと、これから山梨のそれなりのものを発信していくについても、うまくないんじゃないかなと感ひますので、ぜひ積極的な取り組みをこれからもしていただきたいということをお願いして、ちょうど時間ですから終わります。

(海外メディア戦略推進事業費について)

浅川委員 観3ページの海外メディア戦略推進事業費ということで予算が組まれておるわけですが、ここに載っかっております山梨県海外放送コンテンツ推進協議会というのは、現在、でき上がっておるんですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 これは、昨年7月に設立されております。

浅川委員 この組織というか、構成メンバー等々がわかりましたら。

八巻観光企画・ブランド推進課長 構成メンバーでございますが、甲府市及び北杜市の観光協会、それから水晶宝飾連合会、ワイン酒造協同組合、農業協同組合中央会など、いわゆる業界の皆様と、それから山梨放送、テレビ山梨、やまなし観光推進機構等で構成をさせていただいております。会長はやまなし観光推進機構の理事長で、推進機構のほうに事務局を置くという形でございます。

浅川委員 私も北杜市の観光協会長ですけど、そのことは、今、初めて知りました。ありがとうございます。また、県のほうも、かなりいろいろと戦略を練られていると思いますが、海外インバウンドについての部分だろうと思うんですが、先ほど岡先生のほうでも言われたわけですが、香港だとか上海だとか北京だとかいう部分からいうと、どこの国に戦略を置いて、今後、攻めていくのか、ちょっとその辺が。推進協議会に丸投げして、その中で意見を求めるのか、あるいは、この観光部で重点的にこの部分について、何か後ろ盾みたいな部分があって戦略を進めていくんですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 本事業のまず目的でございますが、インバウンド観光の推進と県産品の販路拡大ということでございます。中国を中心とします東アジア地域が最近非常に経済成長が目覚ましいということでございまして、特にインバウンドを見ますと、本県を訪れている外国人の約4割が中国の方でございます。また、中国におきましては、昨年7月から個人ビザの発行が解禁されたり、今後エリアが広がると。また収入条件なんかも緩和されてくるようなこともございますので、今回は中国をターゲットにしましてメディア戦略を打っていきたくて考えております。

浅川委員 先ほど岡先生も言われたとおり、四川省もあるわけでありまして、ことし5月から上海で万博が行われますよね。国際交流課長も言われたように、上海のかなり太いパイプが、メディアとして、SMG、そういうような部分の会社もあったりして、その辺を重点的に攻めていくのか。その辺がわかったら教えていただきたい。

八巻観光企画・ブランド推進課長 ことし万博が上海で開催されます。そこで山梨の話題性をくれたらいいなと考えています。現地の方々の視点から企画制作すれば魅力的になると思いますので、そういう方々の力を拝借しながら、より効果的なものをつくっていきたくて考えております。

浅川委員 実は、私どもも、この26日から、上海に3泊ぐらいで、同じメディアの方たちを中心としたところを視察してこようと思って、すそ野は農業も含めて広げようとしております。そんな中で、知事も、この前の話の中では、万博のほうにもトップセールスに行くというような話も聞かれておりますが、そういうことを含める中でいうと、いろいろ多方面に広げるより、1本なら1本に絞って、とりあえずやったほうが、一番の成果が、費用対効果というんですか、それが見えるところに重点的に打っていただきたいと思いますと思いますが、どんなふうに考えておりますか。

窪田国際交流課長 インバウンド対策はいろんな情報発信が重要でございまして、山梨のイメージを定着させるという形で、先ほどのメディア等の活用が非常に有効かと思っております。ターゲット、進める市場ですけれども、中国が一番の最重要地域という形で現在進めておりますので、中国をメディア、また、知事のトップセールス等、集中的に取り組みたいと考えております。その後につきましては、アジア

方面、東南アジアですけれども、シンガポール、タイとか香港等がやはり次のターゲットになるかと思えます。昨年の統計でもタイとかシンガポールとかそういうところがふえてきておりますので、当面は中国、その後はそういうアジア方面になるかと思えます。

（やまなしサポーターズ倶楽部事業費について）

浅川委員

ちょっと話がいろいろ広がっちゃいますから前へ進ませていただきます。
その下に、やまなしサポーターズ倶楽部事業費というのがありますね。これは、3年ぐらい前から知事が六本木ヒルズでやっている会のことですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 そのとおりでございます。

浅川委員

毎年、大体どの程度の人がお集まりになっているんですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 毎年、350名近くの方がお見えになっています。

浅川委員

あれは、ハリウッド化粧品のところで行っているんですよね。

八巻観光企画・ブランド推進課長 そのとおりです。ハリウッドプラザビルで行っています。

浅川委員

メンバーについては、今、350人と聞いたんですけど、これは、毎年、入れかえとか、ふやしているんですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 対象はやまなし大使の皆さんでございまして、現在、やまなし大使の方の数というのが656人いらっしゃいます。その方々にお誘い申し上げて御出席を願っているという形です。

浅川委員

ふるさと納税なんていう話もその中で出たようなことも聞いておりますが、具体的に実を結んだものが何かありますか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 やまなし大使の皆様からは、平成19年9月の発足以来今日まで、約80件の提案が寄せられております。その中には、平成20年7月の洞爺湖サミットでの県産ワインの使用とか、あるいは、千葉のモノレールにおけるワイン列車の運行とか、あるいは都内のスーパーマーケットにおける県産ワインコーナーの増設とか、実を結んだものもございまして。本年度、21年度になりましても、大使からの提案で、その大使が関係しております親睦団体の旅行、およそ千数百名が山梨を訪れていただいたり、あと、ワインの関係の特集を、「美味サライ」ですか、これは年2回発行で7万部ぐらい発行されているもので、永久保存版、保存できるような本なんですけれども、そこに甲州ワインの特集を13ページ載せたり、それが大変格安にできたり、さまざまな成果がございまして。

浅川委員

ここの部分で最後にしたいと思いますが、県人と日本に在住の山梨県にかかわる人と国外在住の日本人でも結構ですけど、その比率がわかりますか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 済みません。そういう区分では、現在のところ準備してございませんので、もしお時間をいただければやってみたいと。また御提出をさせていただく形になるかと思えますけど、よろしいでしょうか。

（やまなし魅力発信事業費について）

浅川委員

はい。では、観8ページ。やまなし魅力発信事業費、これは富士の国やまなし館のことですね。これについて、方向性なり、具体的にわかりましたら教えていただきたい。

小林観光振興課長

富士の国やまなし館におきましては、平成19年度から県産品の展示販売を積極的に開始いたしまして、20年度から民間のスーパー経験者を館長に招聘しまして、2年契約ということで、この3月いっぱい任期が終わるということになっております。そういった中で、県産品の販売、促進、あるいは販路拡大といった目的もございますので、さらに富士の国やまなし館の機能を充実していくことを目指しまして、先般、知事も議会のほうで表明いたしました、この6月1日のリニューアルオープンを目指しまして、この3月1日にスーパー等の中から公募ということで民間委託の方向で現在進めております。

浅川委員

実は、私、山本知事が誕生したのが平成15年ですか、その前から、やまなし館についてはよく存じ上げておまして、観光の情報発信の拠点ということで、最初は八重洲にあったのが麻布に移ったと。麻布のオープンを、私は手伝いに行っただけです。麻布はとても情報発信できる場所じゃないということで、私は、質問の中で、とにかくあの場所じゃだめだということで、こっちへ移してもらったことを記憶しているんですが、その辺の流れを教えてくださいませんか。

小林観光振興課長

先生の御指摘のとおりと。私も、過去のそこら辺までは調査したわけではございませんけれども、おおむね先生のおっしゃっているような状況であったと記憶しております。

浅川委員

それが、当初は、商工労働観光部の観光課だったかな、ちょっと私も正確には覚えていないんですが、かなり苦勞していただきまして、現在の場所に引っ越してきたんです。それもかなりのお金も使って引っ越してきて、それなりの情報発信の場所として承知していたんです。私が皆さんに問いかけているのは、今、どうも、県産品を売るところがどうのこうのというのが中心のように聞こえているんです。でも、最初は、多分、あの中には、甲州印伝のもの、判こと、ネクタイぐらいしか、県産品としてはショールームに並んでいなかったんだらうと思うんです。これは、八重洲にあったときも麻布に行ったときにも。ところが、最初、今の場所へ移ってきたときには、情報発信と県産品のアピールぐらいだったんですが、その辺が、一回改装して、また改装という形になるわけですね。その辺の、もし、県のほうの、観光部としての指針がありましたら教えてください。

小林観光振興課長

先生の御指摘のとおりでございます、そもそも山梨県の富士の国やまなし館というのは観光情報の発信拠点ということで始めた事実がございます。ただ、あのかいわいが、非常に、各県とも同じような戦略の中で、観光情報と、あるいはみずからの県産品の宣伝拠点というふうな形で展開しているのが事実でございます。山梨県も御理解をいただきまして、東京の日本橋のほうに、ああいふ形で富士の国やまなし館を開設させていただきまして、一等地を、より活用させていただく中で、県産品の展示販売と観光情報の発信を両輪として、現在、進めさせていただいているところでございます。

浅川委員

あそこへ移ったのは16年ですか。それで、今の館長さんが来たとき、もう

一回、あそこをリニューアルしたんですよね、何千万円かかけて。前は、裏の山口館まで通しで見たような部分がありましたよね。そのときにどの程度あそこの内部にお金をかけたのか、ちょっとそここのところを。

小林観光振興課長 館長をお招きする1年前に、物産を始めるというときにリニューアルをさせたと記憶しております。500万円程度かけて改修をしたというふうになっております。

浅川委員 じゃ、そのときに、今までの情報発信をかなりシフトダウンして、県産品というか、ワインだとか、あるいはネクタイも、お菓子みたいなものまで売るといふような場所になった。その辺で、県のほうとしてはシフトを変えたんですか。

小林観光振興課長 先ほど御答弁させていただきましたが、シフトしたということではなくて、要するに、両輪として、観光情報の発信も一生懸命やらせていただいておりますけれども、あわせて、あの一等地を使って県産品の展示販売も行っていくというコンセプトでございます。

浅川委員 ちょっと違うな。最初から、私もずっとあそこに、年間何回も行かせてもらっていますし、最初は、その商品売るといふときには、外のテーブルの上で、ワインのテイastingというんですか、そんな企画をしたり。その辺から、かなりパンフレットが減ったんですよ。上のほうへ寄せたり、いろいろ。パンフレットが中心なのか、商品が中心なのか。私も、前に、委員会で、ちょっとそのことも言ったことがあるんですけど、半々ぐらいだということをお聞きしていて、それはそれなのかなとは思ったんですが、その辺の過去のごことは余りよくわかりませんか。

小林観光振興課長 大変申しわけありませんけれども、私もこの担当になって、富士の国やまなし館というものに携わりましたので、過去の姿を直接見ているわけではございませんので、比較しての発言はちょっとできないわけでございます。

浅川委員 そこが問題なんです。観光は、私は、富士山だとか八ヶ岳なんてこだわっておりません。ただ、1本の筋で通っていかないと。山梨県の観光も、何とか浪漫街道だとか、いろいろ、部長がかわったり知事がかわったりするとタイトルも変わってくるんですよ。私は、山本知事ときに、知事に、富士の国やまなし館をぜひ使ってくださいよ、そんなにシフトを変えるべきじゃないですよと言った。だけど、やっぱりここでシフトを変えちゃうと大変だなと思っていたんですが、その辺の歴史は、やっぱり、ちょっと勉強してください。

小林観光振興課長 その辺の過去の経緯、それもまた参考にしながら研究したいと思いますが、先ほど来申し上げておりますのも、富士の国やまなし館は、山梨県の重要な観光情報発信拠点だととらえております。ですから、今回の富士の国やまなし館の改革は、主に物販業務でございますけれども、観光につきましても、現在、東京事務所のほうに、観光会社に勤めていた、具体的に言いますと、日本旅行とかトップツアーとかございますけど、そういったところの、専門知識を持った職員を置いております。今後、富士の国やまなし館の、観光情報発信拠点としての機能を強化するために、今度の、このリニューアルに当たっては、その職員を常時1名、そこに配置いたしまして、お客様が求めている、山梨の観光情報の専門的なアドバイスができるような形で対応してまいりたいと考えております。

浅川委員

今、小林課長が良いことを言ったけど、本当にそれは守ってもらいたいなというのはある。山梨の情報発信基地としての機能をきちんと持っていないじゃないけど、何か、4人ぐらいいる従業員が1人になってしまう話も聞いています。私も、館長さんがいいとか悪いとかじゃなくて、やっぱり、あるデパートの店長さんだったということで、配列だとか何だとか、そういうことにはかなり熱心だけど、選考の中で、報奨金という制度を、最初、とったんですよね。外にもっと出て発信しなさいよ、というのは、私は、個人的には、かなり何回も言ったけど、商品を並べることが中心にあったから、その辺を、今後、県がどういうふうに進めていくのか。

小林観光振興課長

まさに先生の御指摘のとおりでございます。富士の国やまなし館は、県産品の分野で言わせていただければ、やはりアンテナショップということでございますので、東京都、都心を中心に、山梨県の県産品が、より販路拡大していくための機能を掲げなければいけないと考えておまして、当然、都内のスーパー、百貨店等々に営業活動、販売活動等々、あるいは県内の生産者が、富士の国やまなし館を使いまして、テスト販売するような、今後の販路拡大につながる活動を大いにしていくということで、仕様書のほうにもその辺はうたっております。

浅川委員

一番大切なことは、館長さんの思いも確かだけど、館としてのコンセプト、どこが指導するのかという部分でいうと、かなり、前の館長さんには、私も観光業者としての立場、議員としての立場でいろいろ言ったけど、全然、聞く耳もなかったし、問題がかなりあったのかなとも思っていましたけど。それは、ここに責任があるわけですから、今後、管理体制についての思いも、4人ぐらいが1人になっちゃうというわけですから、その辺を教えてください。

小林観光振興課長

機構の職員を常時1名置くということになりまして、今後、物販業務につきましては民間企業のほうにお願いすることになるかと考えておりますけれども、機構のプロパー職員もおりますので、その辺と、甲府の機構の本部のほうとも連絡を密にしながら、連携しながらやっていくとともに、要するに、どういう品物を、今後、置いていくのかということにつきましても、私どもは考えてございまして、今後、山梨県が、戦略的に、首都圏、都心に売り込んでいくという商品を展開するために、商工会議所、商工中央会、あるいは農畜協といったところと連携しながら、山梨県の宣伝を、富士のやまなし館を拠点に展開できているようなことをやっていきたいということで考えております。

浅川委員

この前の答弁の中か何かで、あそこを指定管理に出すという話をしていましたよね。

小林観光振興課長

指定管理ではなくて外部委託でございます。アウトソーシング。似てはおりますけれども、あそこは公の施設ではございませんので、機構のほうから外部委託しております。

浅川委員

その辺は先ほど来、私がずっと申し上げたような、コンセプトというんですか、コンテンツというんですか、そんなような部分は、どこが、きちっと管理するんですか。

小林観光振興課長

一義的には契約の発注者でございますやまなし観光推進機構でございますけ

れども、先生がおっしゃるとおり、ここは公としての機能を果たしておりますので、県のほうも一緒になって、その業務の推進に当たっては、やっていきたいと考えております。

浅川委員 先ほど来、そのこともずっと聞いたんですが、情報発信基地の機能と県産品の機能は、パーセンテージとしては、部長、どのぐらいで、今後、進めていく予定ですか。

中楯観光部長 富士の国やまなし館、再三、課長から答弁をしておりますけれども、16年の観光部創設のときからアンテナショップ機能を持たせたものという形で今日まで至っておるといってございまして、その間、物販機能の強化も図れという中で今日に至っているといってございまして。

パーセントはどうか、何割で、とは申せませんが、やまなし館には2つの使命があると。1つは、より、県内にあるすぐれものを買っていただくことによる情報発信。それから、都内における方々の情報を収集して県内へ持ち帰ると。これがいわゆるアンテナショップ機能でございましてけれども、当然、物販に関してはそういう機能がございまして。観光につきましても、二地域居住の窓口は今後とも継続して行きますし、観光に関しては専門家も機構のほうから常時送るといってございまして、両面にわたって機能強化を図るための改善であると御理解を願いたいと思います。

浅川委員 ある程度、比率を出していかないと、これから難しいですよ。一方では、売り上げを伸ばせということになると、売り場面積があんなに狭い中でどういふふうにしていくかということですから、これはアウトソーシングも含めてきちりしていかないと。なあなあになっちゃうと、また同じことになりますので。これは要望ですから。ありがとうございました。

（山梨県アイオワ州姉妹県州締結50周年記念事業費について）

岡先生がちょっとさわったんですが、アイオワとの50周年ですね。一部うわさには、信玄公祭りにも列車を引き連れてくるというようなこともちょっと聞いておるんですが、これは、ことし、どんなふうな展開をするんですか。

窪田国際交流課長 アイオワ州と山梨県との関係は、昭和34年の伊勢湾台風の被害を受けたときのアイオワ州からの見舞い、それによって昭和35年3月に姉妹都市という形で締結しました。それから50年、ことし迎えます。アイオワ州と山梨県で、記念式典を、ことしはこちらで行うと。来年はアイオワ州側で行うという形で、双方で1年おくらせて行うという形で、現在、進めております。

50年という節目、州と県との交流は日本の中で山梨県が初めてということ、全国初の50周年という形でございましてけれども、この50年間の交流の歩みというか、今までのことを顧みて、また、これを契機に将来に向けて両地域の交流を促進するという意味がありますので、一応、今回、4月に第40回の信玄公祭りという大きいイベントが県内にありますので、それにあわせてアイオワ州側から山梨県へおいでいただいて、県内で記念式典等を行うことで、今、進めております。

それで、アメリカ側の要望ですが、スタートした台風の被害の見舞いというのが、種豚35頭を山梨県に送っていただいて、山梨県内の畜産業はもちろんのこと、当時の日本の畜産業界においては非常に画期的な大きい種豚が来たということで、今まで日本の場合は小さかったんですけど、日本の国内の畜産業も、それによって発展し、また、アメリカにおきましても、それを契機に、飼

肥料関係は、当時は残飯とかそういうものでしたけれども、アメリカの穀類を飼肥料とした、化学的というか、そういう栄養価の高いもので、早く大きく育つ豚という形で、アメリカ側もそれによって農業関係が発展したと聞いておりまして、農業関係のきっかけという形ですので、アメリカの代表団の人たちが甲府へ、先ほど先生がおっしゃいましたけど、電車に来て、アメリカの農業のPRとかも兼ねるといような話を聞いております。今、協議しておりますが、そのような形で、4月の上旬にアイオワ州と山梨県との50周年記念をやるべく、今、準備を進めておるところでございます。

浅川委員

三、四歳のときの、豚の話はもう頭に入っていて、豚から交流が始まって、今回の交流の中に、当然、向こうも何らかの農産品などを持ってくるんだろうし、山梨県もせっかくアイオワの種豚をもらった、その辺をどういうふうにアピールして、向こうへの感謝の気持ちになるよう、それをあらわしながら交流できるのかということを知りたいんですけど、ちょっとその辺を。

窪田国際交流課長

農産物の関係でございますので、実は、今年度、アメリカ大使館と一緒に、山梨の食材とかアイオワの食材を使った料理コンテストをやりまして、その優秀作品を記念式典の祝賀会等において食べていただくといような催し物とか、そういう農産物と50周年の関係をあらわすようなイベント的なものを行う予定になっております。

八巻観光企画・ブランド推進課長

先ほどの浅川委員のやまなし大使の内訳のお話でございますが、今、お答えできるようになったので、もう一回答弁させていただきたいと思っております。ほとんどが東京にお住まいの経済人や文化人の方ということでございまして、外国の方は中国の大使館の方、あるいはレストランを運営しているイタリア人の方など、ごく数名ということでございます。県人会の方は約1割程度ということでございます。

（映像産業招致推進事業費について）

大沢委員

今、予算説明を聞きながらちょっと気にかかったことがありました。二、三質問させていただきたいんですが、観5ページ、映像産業招致推進事業費と、その下にマル臨としてフィルムコミッション・ロケ地データとあります。これは最近、山梨を扱った映画とか、そういうふうなものが、今、多くなっていますが、そういう方々の事業だろうと思うんですが、どういうふうなことをやっているのか。そして、そういうスタッフのほうから何か御指摘というふうなものがあるのかどうか、これをちょっと聞きたいんですが。

八巻観光企画・ブランド推進課長

フィルムコミッションにつきましては、私どもの職員が映像産業の皆さんの御要望に応じましてロケ場所の御紹介をさせていただいたり、相手方との時間の設定を調整させていただいたりしております。今年度の実績は、これまで作品数で121作品というふうなことでございます。

大沢委員

私も詳しいことはよくわかりませんが、ただ、ロケの場合には、今のところ非常に観光地、あるいは山村地というふうなことが取り入れられているふうなことなんですが、何か光ファイバーとの関連というふうなものの御指摘というものはないのでしょうか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 存じ上げませんが。

（信玄公祭り開催費について）

大沢委員

承知していなければそれでいいです。

次に、非常に聞きづらいんですが、観12ページ、信玄公祭りの開催費。先ほどの説明で40周年というふうなことなんですが、これはやまなし観光推進機構に丸投げなんですか。その辺をちょっと教えてください。

小林観光振興課長

やまなし観光推進機構のほうは補助先となっているというのは、やまなし観光推進機構のほうにお祭りの実行委員会を設置しているという関係で、ここに実行委員会を設置しまして、市町村や民間からの負担金が集まるような仕組みになっておるものでございまして、あくまでもお祭りの企画につきましては、県、あるいは甲府市、商工会議所といったところとも連携しながら、さまざまな方々の御意見をいただきながらやっていくものでございます。

大沢委員

大分前に、質問の中でこのことを要望したことがありますが、それは計画しておりませんというふうなことだったので、そのままになっていますが。というのは、信玄公祭りというのは甲府市だけの事業なんですか。

小林観光振興課長

歴史的に申し上げまして、信玄公祭りというのは、単に甲府城があった甲府市だけではなくて、いわゆる武田二十四将ということで、その二十四将の出身、いわゆる城を持っていたところ、館を持っていたところの地元のほうから市町村等々も出てきていただいて、さまざまな市町村、あるいは市町村の参加がないところにつきましては民間の企業というような形でやってきたものでございまして、そもそも二十四将の成り立ちからいまして、武田の支配下にあったさまざまな地域の方々が一体となったお祭りだと考えております。

大沢委員

ことし40周年というふうなことで1つの節目だと思うんです。ですから、山梨県下の祭りとしてやるべきだと思うんです。これは武田家、武田三代に関係するのはどこの町村にもあると思うんですよ。ところが、やっている場所が甲府市だけでやっておるから、ほかの町村たちは、甲府でやっているのは関係ないというふうな形で、独自でやっているというところが多いんですよ。というのは、この時期は、多分、ことしは4月11日、12日ごろだと思うんですが、桜がちょうど咲いているところで、各町村でも、やはり、そういうことをやっている。いろんな春祭りとかいうふうにやっているんですが、やっぱり、信玄公祭りに参加しているんだというふうな感じで。その日だけでなく、厳密に、歴史的に言えば、4月12日に亡くなっているんで、今の暦でいえば、亡くなったのは5月10日ごろですよ。ですから、一月間ぐらい、信玄公祭りというのは山梨県下どこでもやっていると。観光客がどこどこへも来るといことですね。そういうふうな発想も考えて、推進機構とかにも提言をしていくというふうなことはどうでしょうか。

小林観光振興課長

まさに先生がおっしゃるとおりでございまして、信玄公祭りというのは、先生の御指摘のとおり、信玄の命日の日を前後してやっているということでございます。ちょうど同じころ、甲府市が武田神社から武者行列というような形でやりましたが、現在は、県のほうの信玄公祭りとは一体化しまして、それを信玄公祭りというふうに呼ばせていただくということで、甲府市のほうとは一体になってやっております。

それから、旧大和村ですとか、あるいは富士河口湖町の勝山のやぶさめ祭りだとか、そういった、一体の祭りも、私どもの信玄公祭りと一緒に宣伝させていただいて、ゴールデンウィークまでの花の時期の山梨を、こういった信玄公、

武田家にまつわるイベントと一緒に宣伝させていただいております。まさに先生がおっしゃるとおり、お祭りの始まる前のこういったイベントから、お祭りが終わってさらに信玄公祭りの余韻が楽しめるように、さまざまな文化イベントも含めまして、信玄公祭りが、1カ月間というような形で、非常に楽しめるような形での企画にしていきたいと考えております。

（海外メディア戦略推進事業費について）

樋口委員

浅川委員の質問でありました、初めの質問の、観3ページの海外放送コンテンツ推進協議会ですけど、僕も中身がわからなかったんですが、先ほどわかりましたが、昨年7月に立ち上げたということは、既に何回か会議を設けて、実績的なものは何か出ているんでしょうか。

中楯観光部長

推進協議会を立ち上げたきっかけは、私どもも海外へ情報発信をしていくというようなことを、観光懇話会の中でも非常に重要であるというふうな御提言も受けました。それから、国のほうも、立ち消えになりましたけれども、そういう海外向けの情報発信事業というのに取り組まれた時期もございます。そういう中で、戦略をどう打っていくかということの中で、機構の組織の中に協議会を設けさせていただいたと。2回ほど開催をさせていただきまして、浅川先生にも、大変申しわけございませんでしたが、御通知申し上げていまして、代理の方が出ておられましたけれども、いわゆる協議会を立ち上げて、取り組みを考える中の1つがこの事業であります。特に中国は国営放送でございますので、勝手に放送ができないわけでございまして、県内のテレビ局とあちらの方をお招きして、テレビ番組、短い番組でございますけれども、そういったものを何本か制作して、中国の香港と中国本土、こういったところの有料放送向けに打っていくということの事業でございまして、協議会自体は7月に立ち上げて、数回、事務レベルのものと、協議会の構成員での協議をして、推進計画というものをつくって今日に至っておるということでございます。

樋口委員

後半お聞きをしようと思っていたことを今お答えいただいちゃったんですが、大沢委員のほうでもお話がありましたが、1カ月もたつと信玄公祭りがありまして、信玄公祭りは、私たちが考えているよりも、あるいは近県が考えているよりも、海外で勝手に放映してくれるとか、あるいは海外ですごく評判がいいとかいう話も何度も聞いています。今のお話の中で、特に中国は、風林火山の旗は孫子でありますから、そういったところの武者行進というんですか、そういった映像なんかについては取り上げた経過はあるんですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 作成につきましては、県内の放送局が持っていますデータを使いまして、魅力あるものをつくっていきたくと思っています。その中で、信玄公祭りは山梨県の重要なお祭りでございますので、そのデータを使って御紹介をさせていただくこともあろうかと考えております。

樋口委員

年に1度、山梨県日中友好協会の総会、懇親会なんかに出させていただく機会があるんですが、UTYさんなんか、今、おっしゃった、国営放送、北京放送のアナウンサー、若い方なんかを2年に1度ぐらい呼ばれて、講師として中国のいろいろな報告をしていただいたり、講演を30分から1時間聞くんですけども、そういった協会とのつながりは、もちろん県産品の売り込みとかインバウンドとかいうことでもありますけれども、まさに国営放送で、今、紹介をしていくと。予算が1,000万円もあるわけですから、そういったところとのつながりも、きっとYBSやUTYさんとのつながりの中で出てくると思

うんですけれど、その辺はどういうふうにお考えですか。

八巻観光企画・ブランド推進課長 何はともあれ、こちらから情報を発信する、その情報の中身というのは現地の方にとって大変魅力的なものである必要があろうかと思えます。ということは、やっぱり現地の方々の興味とかさまざまな御意見を賜わって物をつくっていくべきだと考えておりますので、またそういう方がいらっしゃれば、お力をかりることもあろうかと考えております。

樋口委員 もちろん四川省との友好25周年ですから、また、大きな友好を深める1年にしなきゃいけないというふうに思いますが、それよりもっと近い中国本土の方々、日本に近いところのいろいろな都市、上海もそうですけれども、へのアピールも非常に重要だと思いますし、香港ももちろんでありますけれども、協議会を有効活用といいますか、有効に機能するように県のほうで指導もしていただきたいと思っています。

（信玄公祭り開催費について）

それで、次の質問は信玄公祭りですけれども、先ほどもお話が出ましたけれども、観光推進機構ができて、初めてそこが主体となって、実行委員会をつくって、そこが実施主体になるということでもありますけれども、去年、いろいろな試みが成功したと思っています、私もはたから見てまして。甲府の中のまち全体がそういう気持ちになるようなことを進めてこられてきたと思うんですけれども、どうですか、1カ月後に控えて。

小林観光振興課長 昨年度からさまざまな試みをやっております、非常によかった部分、それからちょっとこれはなという部分もありまして、その辺の見直しをしながら、本年度のメニューを加えてきたところでございます。それから、やはり40回ということですので新しい試みもやっていくということでございます。既に新聞報道等されておりますけれども、信玄本陣にツアー商品として、いわゆる歴史女ブームということで、女性の隊員を募集してツアーにしたり、あるいは信玄公祭りと武田の史跡を、文学館の学芸員の案内の中で巡るツアーとか、そういう形でやっている部分でございます。それから、先ほどの武田二十四将の2隊ほどを旅行会社のほうで旅行商品化するというようなことでやっております、そういうような中で、県内外の皆さんに楽しんでいただけるようなイベントにしていきたいということで、現在、協議を進めているところでございます。今までマンネリ化されておりました演出面等々につきましても、現在、イベント会社のほうとその辺の見直しをしているところでございまして、ちょっと変わったと、良くなったと言われるように頑張っていきたいと考えております。

樋口委員 ぜひお願いします。山交さんや岡島さんの女性店員の皆さんが町娘の姿でお迎えしていただくようなことはないのでしょうか。

小林観光振興課長 やはり百貨店、あるいは市内の商店街が一緒になってこの祭りを盛り上げていくということが重要だと考えております。早い時期から商工会議所、あるいは甲府市のほうにも要請をしまして、商店街のほうも一緒にセールをやってくださいという形をお願いしております、働きかけてくれておりますので、ことしはきつとにぎわいのあるお祭りになると思っております。

（多文化共生推進事業費について）

樋口委員 期待します。期待して参加します。

最後に、観17ページ、これは何回も言っているんですけど、多文化共生推進事業は、会議は1回だけということですか。

窪田国際交流課長 年間2回行っております。

樋口委員 そして、具体的な取り組みとかお祭りとかいろいろやりますよね。相談事業とか。それは国際交流センターのほうですべて行っているのですか。

窪田国際交流課長 多文化共生の社会づくり、地域づくりのための推進は、各公的機関、また民間ボランティア等の皆さんに取り組んでいただいております。主な、民間というか、NGO的な存在として、国際交流協会が多文化共生のイベント等を行っております。

樋口委員 特に県営団地のことでかなりいろいろ、当時、何年か前に、異文化、文化の違いで衝突が日常生活であったということで相談を受けたり、あるいは南米の方々が 많이旧田富の山王団地、あるいは中国人、韓国人の方々が 많이貢川団地というような中で、いろいろな摩擦、あつれきがあったことを受けて県にただしたこともあるんですが、ここでもう一度、意見を申し上げますけれども、観光部というよりも、やはり県民室というような、そちらのほうできちんと所管をして、市町村と連携をとってやるべきだと思いますけれども、そういうことを聞いても答えが……。お願いします。

窪田国際交流課長 多文化共生につきましては、対象が日本人国籍ではない外国人対象ということで、国際交流ということで、国際課とか国際交流課で担当してきておりまして、やはり地域における県民と外国人がいかに共生するかという形ですので、先ほど協議会のことがありましたけれども、年に2回行っています協議会につきましては、関係機関が一堂に会しまして、それぞれの課題、また情報交換をして、連携を深めております。

多文化共生が観光部という形ですけれども、実際、協議会の場におきまして、活発な情報交換、また意見等をやって、それぞれの役割、例えば外国人の住民と最もかかわりのあるのは、市町村が行政機関としてはかかわりがあります。ですので、その場におきまして、各市町村との課題等につきましては、国の機関、県の機関等と連携をして行っていますので、どこで行うというよりも、その機会があるかというところが重要かと思えます。観光部にあるということは、外国人対策という形で、外国人観光客、インバウンドのこともそうなんですけれども、県外からの交流人口という形で、対応も県内の外国人対応と同じ人たちが対応していただくという活躍の場もありますし、その情報交換もしておりますので、現在の状況がうまくいっていないというわけではないと思えます。外国人の住民の方たちのそういう課題につきましては、今のところそれぞれが連携しておりますので、特に悪化とかそういうことになっておりません。

樋口委員 今、現状を聞こうと思ったんです。どうですか。数はふえているのでしょうか。それとも、人口減少がありますから、パーセンテージはふえているのかもしれないけど、増減と、国別で顕著なところがあったら教えてください。

窪田国際交流課長 現在の外国人住民は一昨年1万7,200人から1万6,500人という形で、ここのところ減っております。国別的には、南米、ブラジルとかペルー関係が、やはり雇用の不安定という形で本国に帰るといったような現状がありますので、減っておる状況でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

主な質疑等 農政部関係

※第17号 平成22年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

（農業委員会指導費について）

大沢委員

1つだけお伺いします。

耕作放棄地というのは、それぞれ、毎回、毎回、議会のたびごとにそれぞれの先生方が聞きます。恐らくそういう耕作放棄地について聞く人たちがあると思います。耕作放棄地以前のことで、私は聞きたいんですが、何か農地法の改正が、昨年行われたということなんですが、雑種地というのがあるんですね。雑種地というのが、つまり、この改正の中に入っているのかどうか。雑種地は農地でもないし、宅地でもない。ですが、これがそのまま放棄されているから、全く耕作放棄地と同じような状態なんですが、これは農地法の改正の中に入っていないのかどうか、それを聞きたいんですよ。

有賀農村振興課長 ただいまの御質問のございました、雑種地が、農地法のいつているところの耕作放棄地になるかということでございますが、基本的には、雑種地については農地ではございませんので、農地法の中で管理をするというものではないということです。

大沢委員

それで、農の3ページに書いてあるように、農業委員会に対する取り組みで、2ページから3ページに書いてある農業委員会への指導。先に住宅が押し寄せてくるわけです。宅地の、住宅の真ん中にそういうのがある。農地でもないから農業委員会も手が出せない。かといって宅地でもないから指導もできない。そのまま草ぼうぼうになっている。ですから、火災の危険性がある。どこへ言っても対応がないというような調子ですね。

雑種地だから、農地でないからできません、宅地じゃないからこれもできません。そういうふうな草ぼうぼうになっちゃった荒地というのは、どこが指導するのか、それが一番問題なんですが、それについて、どうですかね。

有賀農村振興課長 農地につきましては、農地法が改正になりまして、昨年12月に施行されまして、耕作放棄地、遊休農地につきましては、農業委員会がかなり厳しく指導ができる法改正になってございます。ですから、従前に比べると、そういった耕作放棄地に対する指導が、その所有者なりにできる体制になってございます。

農地でない場合の雑種地の場合はどうかという御質問でございますけれども、それにつきましては、市町村によりましては条例等を制定しまして、その中で、そういった原野化しているというか、草が生えて危険な場合については指導できるような、そういった条例もつくってある市町村があるというふうに聞いておりますので、そういったところでやっていただくというふうにしかないかなと思っております。

大沢委員

同じことですから、最後の質問にしますけれども、課長はもうこのことがどこだということはわかっていると思うんですが、その人は知っているんですよ。詳しいんですよ。だから、「雑種地だから、何も農業委員がいろいろ言うことはないじゃないか、農地じゃないじゃないか」と、法律を知っているために開き直ってきているんですよ。だから、これは、農地法の改正で何とかでき

るというふうな気がするんですが。地元の農業委員会が言っても、いろいろ言う、関係ないじゃないかというふうなことで指導ができないということだと思っ

有賀農村振興課長 私のところは農地法を所掌しておりますので、私もどうお答えしたらいいか、実は困っているところがございます、先ほども申しましたように、農地であれば、私どものほうもそれなりに農業委員会を強力に指導なり、支援をしながら、そういった耕作放棄地の対策を行い、ほかに影響がないようにと、考えてございますが、農地法の所掌の部分から外れますと、ちょっとお答えとすれば、先ほど申しましたように、市町村なりでやっていただくしかない。あるいは、地域の皆さんがその方にお話ししていただくというところしかないのかなと感じております。

（耕作放棄地再生活用促進事業費について）

岡委員

今、耕作放棄地の話がありました。私は、以前からこの問題についてはそれなりに取り組んできておりますし、指摘もさせていただいてきた経過があるわけでありまして。

今回も、たまたま、久方ぶりに代表質問をさせていただきましたから、代表質問の中でもこういうふうな形で県内にふえているじゃないかということで出させていただきました。

今回は、これとは若干違いますので、今、資料を出させていただきます。これは、山梨県の耕作放棄地が、5年ごとですけれども、5年ごとの形でふえていると。けれども、山梨県と比較して、富山、福井、京都、鳥取の部分で。

（資料「耕作面積と放棄率」を配布）

見ていただきますと、山梨県の耕作面積と放棄率、つまり、山梨県は2万2,183ヘクタールの耕作面積ですね。ところが、そのうちの14.7%が耕作放棄地。ある人が言いまして、岡さん、「面積が小さいから少し耕作放棄地があってもパーセンテージは上がるんだよ」と、言われました。確かに、分母と分子の関係からするならば、それは、対の関係はよくわかります。京都と山梨県の作物、つくっているものが違うと思いますから、それはそれでもしようがないと思うんですけれども、しかし、例えば、福井にしる鳥取にしる、あるいは、ここへちょっと富山も出しましたけれども、山梨県のつくっているものということからするならば、鳥取あたりとはそんなに変わらないだろうと感ずるわけでありまして、面積と率からするならば、やっぱり何だと思えますけれども、考え方を聞きます。

有賀農村振興課長 今、岡委員のほうからいただきました、耕作放棄地とその耕作放棄地率の資料の関係でございますけれども、まず、農林業センサスの中で耕作放棄地が、本県が14.7%ということで、ワースト2位ということになっておりますが、センサス数字を比べてみますと、水田農業が中心の県が、比較的、耕作放棄地が少ないということ、これが1点ございます。

本県の耕作放棄地の発生状況がどうかということになりますと、水田と畑の耕作放棄地の発生率が、20年度に耕作放棄地の調査をいたしました、水田と畑では、畑作のほうが水田の大体倍ぐらい耕作放棄地率が高いという事例がございます。

岡委員

近県、1つは新潟を調べました。新潟を調べましたら、伸び率が全然伸びていない。つまり、先ほどちょっとお見せしましたように、5年ごとにこういうふうな形で伸びていないんですね。ほとんど伸びていないと。10%が10年

たっても10.1%ぐらいしか伸びていない。確かに、耕作放棄地率が少ないことは事実なんですね。本県の場合は、畑作の部分について、つまり中山間地域の中で耕作放棄地が割合に多いんだろうと思っています。あと1つ言えることは、新潟のような場合には、大型農業で、農機具で耕作ができるからですが、本県のように、耕作地が小さい、面積が小さい、大型農機具が入らないという形の中で、御案内のように、国の減反政策、お米の減反政策の過程の中で、間違いなく耕作面積が減って、比率がふえた、私は感じておるわけです。そういうことからして、国の政策に誤りがあったことは事実だと、私は思っています。しかし、そうであったとしても、それをそのままにしておくわけにはいかないわけです。そこのところをどうしたらいいのかということを考えていただきたい。

どうぞよろしく。

有賀農村振興課長 耕作放棄地が高いというのは、確かに、本県の地域別の耕作放棄地の率を見ますと、やはり、峡東と峡中は、9%ぐらいの耕作放棄地でございます。それに比べますと、峡南、あるいは富士東部というのは20%台の耕作放棄地率になっておりますので、やはり条件的に悪いところが、耕作放棄地化が進んでいるということは、データの的にそうだと思います。

今後、耕作放棄地に向けてどういう観点で解消を図っていくかということになりますと、やはり一番目は、農地をつくっていただく方、その耕作放棄地を改めて再生して使って活用していただく方がいるかどうか。それから、当然、中山間地域の方が条件が悪くて耕作放棄地になったわけですので、今後、耕作放棄地にならないような条件的な整備、それから、3つ目が、じゃ、何をつくったらいいかということになりますので、その栽培作物をどうしたらいいか、そういったことを観点に解消を図っていかねばならないと考えております。

（中山間地域等直接支払事業費について）

岡委員

このことは、既に国も、昨年、一昨年あたりから中山間地域の直接支払い、これは農の6ページにあるわけでありましてけれども、ここのだけでも3億8,000万円からかけているわけですね。そういうふうな形で、今までもかなりの予算をつけているわけでありましてけれども、にもかかわらず、先ほどお見せしましたように、5年ごとでは間違いなくふえているわけです。他県ではふえていないというふうなことも含めて、その辺については、やっぱりどうしても本県における農業、援農農政だと、私は前から言うけれども、援農農政にならないように、私は積極的な努力をすべきだと感じておるわけです。ですから、これだけの、例えば3億8,000万円からのお金をかけても、それでもふえるというのはなぜなのでしょう。ちょっとお聞かせください。

有賀農村振興課長 まず、先ほど新潟県の例を出されましたが、新潟はそういった平場で水田が多いということで、それなりに、今は基盤の整備がなされておるということで、だれか農業ができなくなった場合でも、それなりにかわりにやっていた方がいた場合、非常に簡単に農地が動くということだと思います。それは、例えば水田であれば、先ほど委員がおっしゃったとおり機械化が可能であるとか、そういった条件だと思います。

本県の中山間地域を見ますと、やはり高齢化が進んでいますので、手放した農地をだれかが使ってくれるかということになりますと、やはり条件的に厳しいところがございまして、次の方が引き受けていただけないというような状況もございまして。そういった中で、中山間地域の直払いの中では、集落の中の共同利活動の中で何とか維持をしているというような状況もございまして。

そうはいつでも、耕作放棄地、かなり率が高いという本県の状況を踏まえますと、その点につきましては、遅々という状況ではございます。そんなにすぐできるという状況ではございませんが、何とか解消を目指して、先ほどのポイントを踏まえて解消を進めてまいりたいと思っています。

岡委員

この農の6ページにもあるように、昨年も6億3,600万円からの当初予算ですね。今年度も6億3,700万円というような形で出ているわけです。つまり、かなりの形の中で、中山間地域、今、課長が言われますように、普通の水田地域ではなく、中山間地が割合に耕作放棄地になる。傾斜があったり、農業をするのに大変だから順々にふえていくんだというお考えの話だと思うんですよ。毎年5億円も6億円もかけていて、にもかかわらずふえていくというのは、私はどうしても理解ができません。私は、これだけお金をかけていただくということはよかったな、ありがたいなと思っはいるんですが、実際問題としてふえているということになると、どういうわけなんだと、何が足りないんだと、どうすればいいんだと考えるんですね。つまり、先ほど、その前の、農の5ページ、真ん中の2つ目の丸の中の耕作放棄地再生活用促進事業費として6,700万円。幾つか割ってありますけれども、建設業者に依頼をして積極的にやっていくというお話もされましたし、今までもそういうふうな形で、企業の農業参入を支持しますというようなことで何年かやってきているわけですね。しかし、これが実際に功を奏していないというところに、私は問題があると思うわけです。つまり、今回も何千万円、あるいは何億円のお金を投資しながら、実際問題としてふえているということが、本当に、他県ではほとんど微増なんですね。そんなにふえていない。たくさんふえているところ、全国の中では長崎が第1位、山梨が第2位なんですね。ワースト2ですから、それは確かにほかの県でもふえていることは事実だという点もありますけれども、ふえていないところはふえていないわけです。なおかつ、中山間地域への直接支払いで大変なお金を出しているわけですよ。ですから、そういうことからして、今回の中に、もうあちらこちらに、おかげさまで農の9ページにもありますし、それから、今、本当にあちらこちらに載せていただいています。しかし、実際問題として、各課の横の連絡がとれていないのかどうなのか。つまり、やっぱり農村振興課だけじゃなくて、他の課とも、あるいは他の部とも連携をとりながら、縦割り行政だけじゃなくて横もしっかり手を組みながら、話をしながらやっていくということが必要じゃないかと思うんですが、もう一度お聞かせください。

有賀農村振興課長 まず、中山間地域と直接支払いの関係でございますが、21年度、今年度もって2期対策が終わるわけでございます。関係する集落協定が全部で393協定、本県にございます。その協定を行った集落の皆様アンケートを調査いたしましたところ、ほぼ100%がこういった中山間の直接支払いによって耕作放棄地がこれ以上ふえないことになったということで、今回の直接支払いは、確かに耕作放棄地がふえているという現実ではございますが、それ以上にふやさないというところでかなりの効果があったと考えてございます。

もう一点の、課の横の連携でございますが、当然農村振興課のほうで耕作放棄地の関係をやっていますが、先ほど申しましたように担い手の関係でございませうとか、あるいはその基盤の関係、これは、当然、農村振興課だけでできる話ではございませんので、それは部の中でも連絡調整をとりながら、耕作放棄地対策を進めております。

また、耕作放棄された中で、もう農地に戻すことが不可能、あるいは戻してもかなりコストがかかると、そういったところについては、森林環境部のほうとも協議をしながら、そういったものについてはもう山林に戻すといったとこ

ろにつきましても連携をとりながらやってまいりたいと考えています。

岡委員

そうですね、実際問題として、もう手がつかないようになった原野といいたいでしょうか、山林的なものになっていったら、これはやっぱりもう農政の部分から林政へしっかり話をしながらやっていくということでない、実際問題として、耕作面積の中へ入っていればもう率がふえてしまうことは事実なんですから、その辺では、ぜひ横の連携もしっかりとっていただいて、私は、縦割り行政の弊害ということをよく言わせていただいておりますけれども、それについてはぜひ御検討ください。

（リース樹園地整備支援事業費について）

あわせてちょっと1つだけ教えてください。農の9ページで耕作放棄地管理事業費の中のマル新、これは果樹の関係ですけれども、果樹農家へ、JA中心に、農協中心にそれなりの対応をしていくと、先ほど御説明いただいたんですね。それについてもう少し具体的な話を。

有賀農村振興課長 ただいま、委員から質問のございました、リース樹園地整備支援事業費でございますけれども、これは明年度からの新しい事業ということでございます。新たに果樹農家になりたいという方がいらした場合、どうしても、やはり果樹の場合は、就農を始める場合、他の作物に比べて、SSを買ったりとか、かなりお金がかかります。それと同時に、農地につきましても、植えつけてから収穫するまでのやっぱり時間がかかりますので、そういった就農初期の経営安定を図るために、JAが優良品種を改植しまして、それを新たな方にリースするということで、就農初期の一番お金のかかる時の期間と費用を少なくするという形で考えてございます。

当然、そういった農地は、条件的に悪いところがございますので、部分的には、一部は耕作放棄地の活用であるとか、そういった活用も考えておりますので、新しい担い手に果樹農業に参画していただく場合の基盤の整備というふうなことで支援してまいりたいということでございます。

（醸造用ぶどう産地育成事業費について）

岡委員

全くいいことだと思います。

それで、よく言われる言葉で、桃栗3年柿8年とか言われまして、どうも山梨の場合には、桃もブドウもというふうな形、スモモも、と言われますけれども、とりわけブドウの甲州種が非常に少なくなっている。先日のマスコミ報道の中でも、実は、私は、この間、ワインのところ、商工のところ、ワインについてちょっとやっていったんですが、これ以上いくとこれは農政になってしまうということで、途中で質問をやめさせていただいた。ちょっと恥ずかしい思いをしたんですけれども、やっぱり実際問題として、せっかくワインを知事がトップセールスで海外へ売り込みを行ったとしても、最初のものがない、つまり、甲州ブドウがないというふうなことになるれば、ワイン醸造できないわけですね。そういうふうな形の中で、これもここに統計が出ておまして、10年間で3分の1になってしまっていると出ているわけです。つまり、これも、国の援農農政で、私は、その方向へ行っていて、県もそれに追随した、みたいなことだろうと思うわけでありまして、農家がつくる、例えば、生食の場合にはある程度の金額が出るんですけども、醸造のブドウというのは非常に買ったたかれちゃうんですね。そうすると、農家ももうつくりたくないとなっちゃうんです。そういう点で、私は、甲州ワインが赤玉、赤いブドウ、あるいは大粒のブドウ、つまり、巨峰だとか、ピオーネだとか、あるいは甲斐路だとかのほうへ転作し

ていったほうがいいんだよ。きっと果樹の担当の方がとる方法だとも思うんですけども、そういうふうな形で、県もそういうふうな指導がなされたんだろうと思うんですが、その辺はどうでしょう。

樋川果樹食品流通課長 甲州種についての御質問ということですが、醸造用と、甲州種の場合には生食用、それから、生食用として農協を通じて市場に出荷する以外に観光園用といいますか、あと宅配ですね、そういったいろんな用途に使われている、醸造の専用ではないブドウだということでございます。

ずっと近年輸入のワインというものが定着してきて、価格も非常に安くなっている中で、メーカーからの国産原料としての需要というのが大分少なくなってきたという経過の中で、価格も低くなってきているという状況の中で、価格のいいほかの品種への転換というのがされてきたというところでございます。

それによって、栽培面積、また生産量も年々減少してきたという状況でございますけれども、こうした中で、甲州種のワインへの評価というのがここ数年非常に高まってきているという中で、メーカーからも、非常に、増産意欲というんですか、そういったことが高まってきたという状況の中で、価格も、ようやく農家がある程度納得できるといった状況にもなってきているということもございます。

ただ、その醸造用の取引については、毎年毎年上がったり下がったりというような中で取引をするということであれば、非常に先行きも不透明ということでございますので、本当に甲州種の栽培を安定的に進めるためには、いわゆる長期に取引の協定を結ぶなり、契約栽培というような形の中でやっければ、安定的にも進めることができるんじゃないかということで、現在ある程度の価格が出てきている中で契約栽培を進めていきたいということで、今回こういった事業を提案させていただいたということです。

岡委員

実際問題といたしまして、先ほども言いましたように、当面といたしましうか、10年向こうという形じゃなくて、当面、ブドウ栽培農家を救うためにとりうふうな形の中で、3年、5年の部分で、大玉といたしましうか、ピオーネだとか、あるいは巨峰だとか、あるいは赤玉、つまり甲斐路だとかというふうな形で植えかえを農家に指導していったと、私は、その間、感じているわけです。つまり、デラよりは巨峰のほうがいいんじゃないのと、巨峰がとれるところは、あるいはピオーネがとれるところは、というふうな形で指導していった経過の中で、必然的に、今の甲州種も、甲州ブドウもそういうふうな形になったんだろうと、私は感じています。

確かに甲州種の場合には、観光ブドウ園なんかもほとんどそういう部分だと思うわけでありまして、しかし、実際問題として、勝沼だけではなくて、甲府の中にでも、やっぱり甲州種についての、作付面積が減少していることは事実と承知しています。つまり、甲府の中の東のほうの方々は、かなりの部分で甲州種をつくっていたところが、今、現在、もう本当に、半分以下の甲州ブドウ作付面積となっておると危惧しているところでありまして、そういう点では、今からワインをワインをと言ったとしても、間に合わないだろうと思うわけでありまして、その辺の取り組みについてはどういうふうにございますか。

樋川果樹食品流通課長 確かに、甲州種については、価格的に、巨峰とかピオーネとかそういったものと比べると低いわけでございますけれども、ただ、甲州種につきましても、巨峰などに比べましても摘粒作業ですとか、そういった形で細かい手入れが要らないというようなことでもありまして、年間の作業時間も3分の1程度で

あると。

10アール当たりの作業時間が大体3分の1くらいということでありまして、大体、キログラム当たり二百二、三十円の単価が出れば、10アール当たり大体手取りで20万円程度の所得も得られるのかなというようなことで、巨峰などと比べて所得は低いわけですが、作業時間が非常に少ないという中で、果樹の経営の中で見ますと、労力分散とかそういうことを含めると、経営の一部門として非常に有効なものだろうということでありまして、全く甲州そのものが非常に難しい状況ばかりでもない。今後、高齢化とか、あるいは兼業化が進む中で、手のかからない品目というのは非常に大事ですので、甲州というのはそういう位置づけの中で、今後ともやっぱり振興はしていかなきゃならないと考えております。

岡委員

生食ということであるならば、本当に手をかけなければ市販へ出せない。つまり、時間がかかるわけですね。それには、例えば巨峰にしる、ピオーネにしる、あるいは甲斐路にしる、それは一緒でしょうけども、とにかく1房は何粒ついているのか。それを1粒でも2粒でもというか、多くつけ過ぎると問題になる。市販の場合でも、このキロ数でなくちゃだめだということ。あるいは、粒数にして幾粒ですよというふうな形の中ですね。しかし、甲州の場合には、生食でなければそういうことは、病気だとかそういうふうなことがなければ、ワイン醸造のほうではしっかり買っただけだと聞いているわけですし、昔のように悪かろう安かろうの甲州ブドウというのが、今、甲州をつくっている人たちはそんなことはないんですね。しっかりした、立派な、ちゃんとした生食でも使えるような甲州ブドウをつくっているわけです。で、ワイン工場へ持っていつているわけですから、そういう点では、昔のようにもう食べた残りを醸造会社へ持っていくというふうなことはないわけですから、そういう点では、私はちゃんとした指導をすることによって、私は、ワインを売ることによって、農家の、つまり甲州ブドウをつくっている人たちの所得を上げていくことが大切だと思うわけです。ワイン会社がワインを売ることによって、増益、収益が上がるのも大切かもしれませんが、僕らからするならば、やっぱり農家の、つくっている人たちの所得も上げてやるために努力することが大切ではないかというふうに思うわけですし、できましたら、ぜひそういう点での甲州ブドウをつくっている人たち、耕作者の支援を、積極的な対応をしていただきたいと思うわけです。

そういう点で、農12ページの、これはマル新ですけども、これは、多分、緊急雇用とありますから、ことしの現政権の施策にのって、そしてやっていただけのかなと思うんですが、その辺についても一度ちょっと詳しくお願いします。

樋川果樹食品流通課長 12ページのマル新の醸造用ぶどう試験ほ場管理事業費につきましては、これにつきましては、実はワインの量の問題じゃなくて質の問題ということで、高品質な醸造用のブドウを生産していこうという事業を進めておりまして、その一環といたしまして、北杜市の明野に専用圃場を設けまして、そこで、醸造用ブドウのいろんな高品質化に向けた栽培技術の確立ということで、棚仕立てがいいのか、垣根仕立てがいいのか、それから、長目に切って、いわゆる剪定するのがいいか、短目に剪定するのがいいのか、とか、台木をどういうふうにするのか、とか、そういった試験をやっております。その試験のいろんな区がありまして、その管理を適切に進めるために緊急雇用ということで1名雇用いたしまして、その圃場の管理を進めるという事業でございます。

委員から御指摘いただきました事業につきましては、13ページ、農13ペ

ージのほうの3番目のマル新、醸造用ぶどう産地育成事業費でございます。この事業につきましては、先ほど来話がありますように、醸造用ブドウの生産の中で、甲州種を中心といたしまして、さらにその醸造用ブドウの産地の育成を図っていくということで、特に農家が安心してつくれるように、長期で安定的な取引が保証されるという意味合いで契約栽培ということを進めたいということで、その契約栽培を前提として、農家と醸造メーカーのほうがお互いの信頼のもとに醸造用のブドウを栽培していくということを進めるための、苗木ですとか、あるいは、棚をかける場合には棚の資材費ですとか、そういったものについての助成をしていくという事業でございます。

岡委員

1名というのは、かなりのプロですね。今、全国ワインコンクールなんかで金賞なんかをとるのは、長野だとか北海道とかと言われているわけですね。ですから、そういうふうなところのブドウ品種、あるいは、複合系のブドウ品種、言うならば、甲州ブドウではないブドウを試験していくと、こういうことなんではないでしょうか。その中には、だから、甲州種は入っていないということですよ。

樋川果樹食品流通課長 その圃場で、甲州とともに醸造用の専用の品種も含めて管理を行っております。山梨にあります果樹試験場の試験圃として管理をしているということで、その具体的な管理の仕方につきましては、果樹試験場の指導のもとにそれを実施するというところでございます。

岡委員

わかりました。ちょうど13ページの附せんがくっついていて、ここも聞かなくていいところだったんですが、今御説明いただいて聞きましたので、これ以上質問はいたしません。

（果樹生産指導費について）

16ページ、果樹生産指導費の分で戦略事業費の中に幾つか、1、2、3、4、5と入っているわけでありましてけれども、この15ページのところでは、香港を初めとしてというふうな形、あるいは、次の16ページでは、4のマル新の海外販売戦略展開事業ということで、先ほどの御説明では、台湾、香港、マレーシア、シンガポールというふうなお話もたしか承ったわけでありましてけれども、これらについて、先ほどもお話をさせていただきましたが、実は、昨年、フォーラム政新は、香港のデパート、あるいはスーパーなんかを視察してまいりました。その中で、見てきた中では、山梨のブドウというのはないんですね。つまり、そこにあったのは、例えば、栃木のとちおとめだとか、あるいは福岡のあまおう、イチゴですね。そういうふうな形で、イチゴだとか、あるいはお米もコシヒカリだとかいろいろなものが入っていました。ところが、山梨のブドウも桃もスモモも、時期的な問題はありましたかもしれないけれども、昨年の3月の段階で行ったんですけれども、その中では、私たちは、井上さんという方が一生懸命真剣に、デパートにしろ、あるいは百貨店にしろ連れて行っていただきまして調査をさせていただいたのでありますけれども、その中に山梨のものが入っていないという点では非常に残念でありましたし、盛んに福岡のJAの人たちが売り込みをしていました。

そういうふうなことの中で、山梨がそういうふうな形で一生懸命売り込みをするようでありましたけれども、ブランドがとれる望みはどうなんでしょうか。

河野農産物販売戦略室長 今、先生御質問のとおり、やはり輸出をする場合にはブランドを前面に出して輸出していくのが非常に大事だと考えております。そういう中で、農

の15ページの果樹王国やまなし輸出戦略事業費の中の1番の輸出戦略推進事業費の中におきまして、今年度から、山梨県の範囲の果物に張るマークを作成しております。今年度からは、山梨県産のものにつきましては、香港、台湾におきましては100%近く、そのマークを添付したものが店頭に並んで評判を得ているというような状況でございます。

岡委員

そうすると、今度は山梨という言葉が入るんでしょうか。それとも、そのロゴマークは、見れば一度でこれは山梨だとわかるような、例えば富士山の形をしているとか、そういうふうな形の、何かわかるような、山梨という言葉が入るのかどうか。

河野農産物販売戦略室長 実は、このマークにつきましては、国のマークを準用させていただく中で、国のジャパン・フルーツというマークを母体にしまして、その周りに富士の国やまなしの果物というロゴを書いたものを張っております。

岡委員

わかりました。

実は、昨年行ったときも、このブドウは間違いなく山梨から来ているブドウだということは、その香港の駐在員の井上所長さんが説明してくれたんですね。ところが、山梨から来ていることは事実なんだけれども、このブドウは日本のブドウとなっているんですね。つまり、桃もそうなんですけれども、岡山の桃は岡山の桃なんです。ところが、ほかにいい桃があっても、それは日本の桃なんです。山梨の桃じゃなかったんですね。そういう点で、そこではやっぱり山梨というロゴか、ブランドというか、そういうふうな形で出していくと。もう、味が一味、二味違うということになれば、向こうの方々というのは、今非常に上層といいましょうか、グレードの高い人たちがいるわけでありまして。とりわけ、スーパーの値段よりは百貨店の値段のほうがずっと高いんですね。だから、そういうふうなことを含めて、私たちはやっぱりこういうところへはこういうふうなものを売り込まなきゃだめなんだということを調査させていただいた経過でございますが、そういう点では、ことしからというふうなことで、ぜひ積極的に山梨という名称を入れていっていただいて、積極的な販売活動、輸出活動をぜひひとつしていただきたい。

お願いして終わります。

（農業協力隊推進事業費について）

浅川委員

質問も短くしますから、回答も短くしてください。

今、岡先生のほうから耕作放棄地についてかなりの質問がありまして、実は、私もそっちをやりたかったんですが、耕作放棄地と担い手対策は、多分、イコールじゃないと、私は思っております。そうした中で、例の菅原文太さんをコーディネーターにした農業協力隊が、今回、24人認定されて、去年の10月から動き出していて、この間、実は発表会を見てきたわけでありまして、ことしまた新たに10人というようなことを聞いておりまして、これから何年続けていくのか、その辺の考えを教えてくださいたいと思っています。

有賀農村振興課長 農業協力隊推進事業につきましては、本年度、21年度に募集をした隊員につきましても、来年募集いたします隊員も、23年度いっぱいとなります。でするのであと2年間、丸2年間と考えていただきたいと思います。

浅川委員

丸2年間ということは、24プラス10ということですか。さらに10ということですか。トータルで44になるということですか。

有賀農村振興課長 それにつきましては、今年度の募集した隊員が24名で、それから、来年度10名ということです。

浅川委員 34名で、3年間、続けるということですか。

有賀農村振興課長 今年度募集をかけた隊員は10月からですので、おおむね2年と半年です。来年新たに募集いたします10名につきましては、年度ちょっと1カ月か2カ月、時間はかかると思いますけれども、丸2年というふうになります。

浅川委員 この間、実は県民文化ホールで700人ぐらいの方の中で、体験発表をされておりました。本当に素晴らしい人たちだなというふうに感じたわけですが、実は、ちょっと、雇い入れていると言うか、着地しているところの農家の人たちからの意見がありまして、実は3年の中で優秀な生徒を早く現場に出したいと、要するにそういう意見があつて、ちょっと県のほうにも相談したなんて話を聞いています。その辺についてちょっと、どういう話があつたのか。

有賀農村振興課長 農業協力隊につきましては、農業に興味はあるかもしれませんが、農業に、実質、技術的に農業をやったことがないという方を念頭に置いていますので、2年から3年ぐらいという時間を考えてございますが、来られる方によってはもう既にどこかで農業の体験をしたとか、そういった農業の基礎技術を持っておられる方がいらっしゃいます。そういった方につきましては、それは一日も早く、御本人が独立したいということであれば、私どももそういったことについては、独立を早くということであれば独立していただくという方向で考えております。

浅川委員 非常にありがたいことです。

実は、卒業した後、新たに、例えば3人いれば3人卒業、途中で、期間が2年であれば2年間じゃなくて1年で出ていく場合に、新たにさらに生徒をそこへ入れて養成していくのか。その辺についてはどうですか。

有賀農村振興課長 そこにつきましては、今のところ、補充ということは考えてございません。

浅川委員 実は、多分、かなり有名なところでございますけど、多くのそういう人たちを育てて、今、送り出している事業所がありまして、その事業所のほうは、うちのほうはもうどんどん待っているよと、できればそういう形の中で、次に1年なり半年なりの流れの中で受け入れをしてくれればよいというふうな申し入れをしたらしいですけど、余り話にのってくれなかったというようなことを聞いておりますので、せっかくすばらしい、機関というか、法人でございますし、もう過去20年以上、そういう歴史を持って取り組んでおりますので、その辺はちょっと前向きに検討材料にさせていただければいいのかなと感じておりますので、検討していただきたいと。これは要望でいいです。

（農業大学校費について）

続きまして、ちょっと課が変わりますが、実は、担い手という観点から、もう一つ、農業大学校のほうに、職業訓練科というんですか、三、四年ぐらい前から、学科以外に、定年退職したとか、特に農業に意志がある、意欲のある人たちを面倒見ているところがありますね。これについて、過去、何年で何人

くらの卒業生を出したか教えていただけますか。

赤池農業技術課長 農業大学校で、職業訓練科というのがございまして、ここは職業訓練でございますので、会社を途中でやめた方等、そういった方を研修していただいて農業を体験していただくという施設でございますけれども、18、19年度、これは実績がございまして、18年度の訓練生20名、そのうち17名が修了してございまして、19年度は20名ほどの訓練生が修了しています。そういう数字が、今、手元でございます。

浅川委員 実は、先月の26日ですか、たしか卒業式があったんですよね。それで、ある卒業生からちょっとお話を聞くことができたんですが、この課程を出た中で、今まで、就業している人がどのぐらいいるのかという話を聞いて、私どもは、本当に意欲を持っている人たちがあそこで勉強しているし、認定農家等、それから、機械の免許等もあそこで取れるんですよね、大型の機械とか。その辺がどういう状態になっているのか、後ろに戻っての卒業生が何人ぐらいいて、どの程度の人たちが、実際、就業しているのかを、ちょっと知りたかったんですけど。

赤池農業技術課長 今の18年、19年で申し上げますと、19年は、今、申し上げました、17名が終了しております、そのうち就農している方でございますが、17のうち12人が就農してございます。19年度につきましては20名修了しておりますが、そのうちの18名が就農しております。

浅川委員 多分、近年は20人よりもっと多くの人たちが応募しているんですよね。

赤池農業技術課長 職業訓練のほうは募集人員をふやしているんです。ことしは40名募集したところでございます。そうしたら、そこへ80名以上の応募がございました。非常に農業に対する関心が高まっております、そこで、せっかくやりたいという人が多いわけでございますので、21年度は枠をふやして、さらに20名ふやしたところです。ですから、従来の40名の枠のところへプラス20名にして60名の枠にして、今度卒業していただくもので、これはまた来年も同じように応募があると思われまますので、やはり60名でいきたいということでございます。

浅川委員 そこで要望なんです、卒業生はそこでかなり教育して、かなり意欲を持ったままなんです、修了後の、要するにバックデータみたいなのはとっていないんですよね。

赤池農業技術課長 ことし、これからの、今、卒業した方については、ちょっと手元にはありません。今、先ほどの18年度のものしか手元にはございません。

浅川委員 というのは、意欲を持って、修了した後、働く条件の立地の場所等をもう少しそこで具体的に教えてあげたり、そういう振り分けをしていただければ、もう少し定着するというお話を卒業生から聞いたんですけど、その辺について、今後、どのように思っている、考えているのか。

笹本農政部長 訓練科のほうで、結構今の話のように就職率がいいという状況がございまして。それぞれ本人の希望もございまして、確かに先生のおっしゃるように、後の、入学する人とか、そういうことを考えれば、実際、農業大学校なり、訓

練科の卒業生がどこに就職したとか、どんな方向に進んでいるかというのは、多分、農業大学校なり訓練科を選ぶときの1つの要素になるかと思いますので、今後については、その後の状況について、また、追って調査して、整理していきたいと思っております。

赤池農業技術課長 先ほどの20年度の実績ですが、20年度は訓練生40名、先ほど申し上げました40名の枠の中、そのうち38名終了しまして、32名が就農したところです。

（果樹生産指導費について）

浅川委員

ありがとうございました。

あとちょっと。ページがちょっと、今、わからないんですが、岡先生が先ほどワインの話をしたんですが、私もこの前ちょっと同じような説明をさせていただきました。このワインに関しては、知事がトップセールスだとかいろんな形で県産ワインということで一生懸命売り込みをしているんですが、見えないところが1個あるんです。

実は、私はよくワインを飲まないからわからないんですが、西洋種と言われているメルローだとか、カベルネ・ソーヴィニオンとかというのと、あとは先ほどお話になっている甲州種があります。甲州種については、もう峡東の方たちがかなりいるからですけど、気候的な部分からかなり無理があるんじゃないかという話も、実は、聞かれる中で、明野あたりに、（グレイスワインの）三澤さんあたりがかなり甲州種を植えられていますよね。これから、県が本当にこのワインに対して力を入れていくのは、甲州なのか、そういう外来種も含めた、ただの県産のワインということで売ることなのか。その辺を明確にしていかないと、やっぱり戦略にはならないんじゃないかと思いますが。

樋川果樹食品流通課長 県内の醸造用の原料として使われているのは、大体甲州種、それからベリーAがかなり面積的には多いと。そのほか、先ほど言われましたようなカベルネ・ソーヴィニオンですとか、メルローですとか、シャルドネとか、そういった醸造用にしか使えない専用種でありまして、甲州種につきましては、全部で400ヘクタール強の面積があるんですが、そのうちの4割程度が醸造用に回っているんじゃないかと。ベリーAにつきましても、大体全体で140ヘクタールぐらいあるんですけども、そのうちの60ヘクタールぐらいが醸造用に回っているんじゃないかという状況でございます。

専用品種につきましては、メーカーさんで、自前の圃場を、今、つくっているものがあつたりしまして、なかなか全体の面積がつかみにくいんですけども、100ヘクタールぐらいあるんじゃないかと思いますが。

山梨県といたしましては、やはり地域の固有の品種でありますし、千年以上の伝統的な品種ということでございますので、当然甲州種につきましては今後残していく、それを中心にやっていくという必要があるかと考えています。

浅川委員

私が危惧しているのは、甲州種は、まごまごしていると、甲州が産地じゃなくて塩尻あたりにとられちゃうんじゃないかということをやちょっと聞いたんです。山梨の某ワインメーカーが、塩尻に3町歩ぐらい甲州を植えましたよ。知っていますか。

樋川果樹食品流通課長 詳しい話は承知していないんですけども、ミレジムという会社の中でそういったプロジェクトが進められているというような話をちょっと聞いたことがあります。

浅川委員

完全に温暖化の影響で、皆さん御承知のとおり、もう山梨の果樹王国がかなり危ないところまで来ていますよね。そういった中で、リレー栽培というんですか、高いところへかなり来ているわけですから、その辺を踏まえる中では、少なくとも、今、標高800mの私の住む北杜の津金というところでも、外来種ですけどおいしい赤ワインができていますよ。そういうことも含めていくと、かなり戦略的に、甲州でいくのか、その辺をきちっとしていかないと、生産者についても、例えば、今、耕地課長が一生懸命頑張って、北杜の3町歩ばかりのワインの畑を、ことしの6月ぐらいに植えつけるんですが、きちんとしていかないと、生産者等々にもやはり迷いが生じるんだらうと思いますので、やっぱり山梨県のワインの戦略というものを明確にしていっていただきたいと思います。

答えはこれは結構です。

（鳥獣害防止対策総合実践事業費について）

もう一つ。どうしても、この獣害対策、私どもは山つきに住んでいますので、耕作放棄地、それから限界集落、この中の獣害が本当に喫緊の課題です。やっぱり、どうも見ていると、県の対策等々も横並びで、被害者意識みたいな部分だけで獣害対策が行われているんじゃないかなと思うんです。もう少し、だから全体的な、総合的な鳥獣害に対する対策がありましたら。

笹本農政部長

鳥獣害の被害が毎年2億円近く起きています。まず、この二、三年は若干落ちつくかなという感じがいたします。

先生がおっしゃるように、農政部ばかりでなくて、やはりその捕獲管理というか、そういう面も非常に重要だと思いますので、森林環境部と連携しながら、まず1点きちっとやっていくことが大事なんだろうと思っています。

中山間地域の里山地帯の森林の整備、それから、農政部の関係の整備、その辺と、あとはハード的には、中山間事業なんかで、相当、柵を入れているんですけども、やはり、地域の取り組みにしても大事ですので、それが、ことしから、今まで国の直接採択だったんですけども、今回、県の補助金ということで、6,000万円ほど枠を組みましたので、市町村を指導しながらやっていきたいと考えています。

（耕作放棄地対象発生防止基盤整備事業費について）

樋口委員

もう耕作放棄地は大勢の方が言われましたけど、私はハードのほうで1本だけ質問させていただきます。

農の45ページ、新規事業の耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業費9,450万円ですけども、具体的な事業の内容と、特に放棄地発生防止と出ておりますから、その辺について事業内容をちょっと詳しく。

加藤耕地課長

この事業の目的は、先ほど岡委員のほうから話がありましたときに農村振興課長が答えておりましたが、担い手がない、また、つくるものが今はない、生産基盤がうまく整備できていないというようなことで、三重苦のような格好の中で、非常に耕作放棄地がふえてきたというようなことで、そういう中におきまして、国のほうでは、2007年の骨太の方針の中におきまして、5年後の農業上重要な地域において耕作放棄地をゼロにするというような非常に大きな施策目標を掲げまして、それに呼応する形で、今回、この非常に長い事業名でございますが、農道整備や水路整備、圃場整備等を中心とした基盤整備を契機として耕作放棄地を解消したり、また、発生を未然に防ぐというようなこと

で、今までとちょっと視点を変えた取り組みということで始まったわけでございます。

この事業ができる場所では、一応、耕作放棄地が6%ぐらい。受益など6%が耕作放棄地で、なおかつそれを完全に解決、解消するというのが目標でございますので、そういうところが今回は対象となっております。

樋口委員 力強い答弁をもらいました。

この事業が採択される、実施できる土地というか、地域というのはどういう要件、今、耕作放棄地が6%とおっしゃいましたが、その広さとか、地形とか、そういった要件はどうなっていますか。

加藤耕地課長 基本的には農振の農用地であるということが大前提でございます。あとは、今回の場合でございますと2カ所、白州町と韮崎市大草で今回やるわけでございますが、事業エリアが20ヘクタール以上あるということが大前提でございます。

樋口委員 この2つの地区は、確実にもう放棄地じゃなくなりますので、どういうものをつくるんですか。

加藤耕地課長 今回、先ほど言った白州と大草で取り組む予定をしております。白州のほうは山芋、サツマイモ等、また、大草のほうでは薬物類ということで、今、栽培のほうを考えております。

樋口委員 先ほども両輪だというお話もありました、担い手確保対策、これについてはここではどのような取り組みをするんですか。

加藤耕地課長 この事業は、ハード事業でございます。うちの方でハードを整備しましても、最初の要因でございます担い手、何をつくるか、基盤と、3つありまして、基盤と作物については先ほどお話をしましたが、担い手の確保につきましては、当然、地域の方々が、先ほど言いました圃場整備等をやった関係で、時間的にも省力化ができるということで、そういう方々が規模を拡大する方法が1つございます。

もう一つは、新たに農業へ参入していただく。先ほど、農業技術課長から話がありました、新しく就農する方、その中には特に企業の方々を中心に考えていきたいと考えています。

(農地環境整備事業費及び耕作放棄地等再生整備支援事業費について)

樋口委員 まさに、先ほど何人かの委員から、他業種からの転換という話もありましたし、新規就農ということで、ぜひこの事業が成功することを祈りますけれども、新規事業としては、耕地課としてこれが目立ちますけれども、これが成功すれば、またいいモデルとなっているいろいろな進んでいくと思っておりますけれども、新年度はこの事業のほかに、似たような、耕作放棄地の解消事業がありますか。

加藤耕地課長 耕地課のほうでは、全く同じではございませんが、今、45ページのマル新の、耕作放棄地のものについて御質問いただきましたけれども、その2つ上に農地環境整備事業という9,450万円がございますが、三富地区ほか1地区という、この事業がまさしく同じ考え方で、これも耕作放棄地を解消しようという事業なんです。違いは、先ほどは、耕作放棄地はすべて営農に使うという話をさせていただきましたが、この農地環境整備事業というのは、農地と

して使うところと、山に返すというところを区分けすると。その2つの、要するに農業生産を行う生産エリアと、農地を保全して山に返すという場所の2つに分けて整備をするということで、目的は同じなんですけど、整備の手法が違ふと。

それ以外には、県単独の補助金のほうで、47ページの丸の下から2つ目にございます、耕作放棄地等再生整備支援事業、5,000万円でございますけど、これは、市町村等へ補助金を流して、市町村が耕作放棄地を解消していただくというような格好でございます。

樋口委員

最後にしますけど、やまなし農業ルネサンス大綱で、さっき岡先生が言っていた14.7%を、28年度までに6.2%まで下げていくとしているようです。また、さっき課長が言われた、国が、5年程度をめどに農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すというような政策目標を掲げたことにあわせて、本県も24年度までに、28年じゃなくて24年度までに6.2%にするという、前倒そうと努めているということですけども、まさにそれぞれの課がいろいろな対策をされているということで、県政の中ではもう最重要課題というか、大変優先度の高い、耕作放棄地対策、あるいは担い手確保対策だと思いますので、市町村と連動するといひますか、いいモデルになって、いろいろな取り組み、今まで出てきた取り組みが本当に実施、実行されて、その地域の活性化や農業の活性化につながればいいかなと思っております。そんなことを県として市町村に働きかけていくというようなことも非常に重要だと思いますけれども、最後にそれをお聞きしたいと思ひます。

加藤耕地課長

この最後の分野は、農村振興課のほうの話になるかもしれませんが、一応、うちのほうもハードをしている課でございますけど、先ほどお話ししましたように、担い手確保等の両輪の中でやっていくということで、岡委員からもお話がございましたように、ワースト2を少しでも減らすように努力していきたいという格好で、市町村とも連携して精いっぱい頑張りますので、よろしくお願ひします。

（新たな水田農業確立推進事業費について）

大沢委員

1つ伺いたいと思うんですが、ようやく見つけた、これは農の27ページ、新たな水田農業確立推進事業費というのがありますが、この中で、各産地が実施する転作作物、加工用米等の栽培等の取り組みに対して支援するとありますが、これは、加工用米というのは、来年の7月から実施されます、米トレーサビリティという難しい言葉がありますが、これのことなんですか。

深沢花き農水産課長 加工用米につきましては、米粉用米ですとか、あるいは、酒のかけ米という形で使うような形の米でございます。

トレーサビリティにつきましては、これからやっていくわけですけども、すべての米の生産履歴をしっかりとしていこうというふうなことでやっておりますので、加工用米も含めて対象になろうかと思っております。

大沢委員

ちょっと意味がわからないんですよ。米粉のと加工用米は違うんだよね、来年の7月から施行されるものは。そうでしょう。今度は、米製品は産地を表示しなきゃいけないんだよね。そのことを言っているんだよね。そうしなきゃ、今、スーパーなんかへ行っても、野菜だとかは、いわゆる外国産のものをみんな避けますよね。そういうことで、来年から、今度は、例えばお菓子とか、産地が表示されると、外国産の表示なら買わなくなるというふうなことなので、

国産の米を、ということなんですよ。私も米をつくっているから、最初から減反に反対だったんですが、各地を歩いても、休耕してある土地が多いんだよね。休耕がいつの間にか耕作放棄地になっちゃうんだよ。それで、何とかしなきゃ困るというようなことで、今、農家は、新たに出てきた、来年の7月からのこれに対して非常に興味を持っているんですよ。これが、今、理解されていないとなると、今から各市町村へ……。これで見ると、補助先が市町村へというふうなことがあるんだけど、これを、市町村へ、どういうふうな説明をしていくのか。今から取り組んでいかなければ。農家の人たちは、じゃ、米をつくれれば、ちょっとは安いけれども、加工用米をつくれれば助かるというふうなことになると思うんですが。今の解釈、米粉と加工米とはちょっと違うんだよね。この辺はどうですか。

深沢花き農水産課長 加工用米の中に米粉も含まれるということになります。

大沢委員 おかしい。

米粉という場合には、新規需要米と言うんだよね。それで、お菓子とかそういうものについては、あれは加工米なんだよ。だから、新規需要米は10アール当たり8万円の助成が出るんだよね。しかし、この加工用米の場合には、戸別補償制度の定額助成1万5,000円のほかに10アール当たり2万円の助成が出るという、これだけの違いがあるんだよね。だから、米粉と加工米と違うんだよ。その辺の解釈がちょっとどこかおかしいところがある。

深沢花き農水産課長 申しわけございません。委員のおっしゃるとおりで、米粉は新規需要米というふうな形の中で、水田利活用推進事業の中では助成金として8万円が出されるというふうなことで、1つは区別がされております。

大沢委員 そんなことで、ぜひ農家の人たちもこれに期待する人もあると思うんですよ。ですから、各市町村へご説明していただいて、農家の人たちが、田んぼがあいて困っているというようなときは米がつかれるような形をつくっていただきたいということことを要望しておきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第22号 平成22年度山梨県農業改良資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第36号 県営土地改良事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（戸別所得補償制度について）

安本委員

質問に入ります前に、前回の定例会で、委員会だったと思いますけれども、国の事業仕分けによりまして農道整備事業が廃止というようなコメントが、荒地的には終わったというようなコメントがありまして、非常に、山梨県で8割、9割できていた農道が凍結されたらどうなるんだろうというふうな質問をさせていただきましてけれども、部長のほうからも、あらゆる機会を通じて国に要望すると、完成できるまで頑張るといふ答弁をいただきまして、今年度の補正予算にもものっておりますので、非常に安心はしております。やっぱり、地方のそれぞれの意見をしっかりと踏まえた上で事業仕分けをやってもらいたいなというふうに思っておりましたので、これからもいろんなことで東京中心の意見というようなものも出てくるかもしれませんが、頑張ってください。

伺いたいのは、これも、新政権になりまして、戸別所得補償制度、平成22年度はそのモデル事業が実施されるわけですがけれども、昨年末に、農水大臣から、戸別所得補償制度による農政の大転換の第一歩であるというコメントも出されております。これは、国が直接交付をする事業ですので、なかなか私たち県のほうに細かい情報も伝わってきませんし、私の勉強不足かもしれませんが、何点かわからないところがありまして、このことについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

初めに、この制度の目的、ねらいといいますか、概要について、簡単に御説明をお願いしたいと思います。

深沢花き農水産課長 戸別所得補償制度の目的ということでございますけれども、水田農業を継続できる環境を整えることということを大きな目的としておりまして、その中で、生産費と販売価格の差額を交付する、米戸別所得補償モデル事業と、もう一つは水田を有効利用して、麦、大豆等の作物を行った農家に一律の助成金を交付する水田利活用自給力向上事業の2つで構成されております。

安本委員

特に、米戸別所得補償モデル事業のほうについてお伺いをしたいと思いますけれども、これには、生産数量目標に即した生産を行った販売農家とありますけれども、私は、販売農家ってなかなか判断しづらいのかなという思いもあるわけですが、販売農家という定義についてお伺いします。

深沢花き農水産課長 この制度で言いますところの販売農家につきましては、水稲共済農家ということの基本としております。

水稲共済に加入している農家につきましては、収量減等が起きた場合にも、水稲共済での補完というふうなことで備えているということで、水稲共済の加入者を基本としております。

それから、未加入の農家も当然ありますので、そういう農家の方々につきましては、農協ですとか、あるいは米の販売業者等への販売出荷伝票、販売伝票

といったものを計画のときに一緒に提出していただいて、それを対象にするということでございます。

安本委員

そうすると、このモデル事業の対象となる農家数というのが出てくると思うんですけども、生産数量目標に即した販売農家という、この数なんですけれども、県内の農家数が幾つあって、大体どれぐらいの農家を対象になるのか。また、山梨県全体において定額1万5,000円という話も出ておりますけれども、もし交付見込み額がわかれば、教えていただきたいと思います。

深沢花き農水産課長 交付見込みの関係ということでございますけど、平成21年度の水稲の作付農家というふうなものを基本に、単純に試算をしてみますと、水稲の作付農家が、平成21年度に約2万戸ございます。作付面積5,250ヘクタールの水稲がつけられているわけです。それから、国は、今回の制度の中で、自家消費分ということで、一律10アールを控除しますと言っておりますので、それを控除しますと、農家数で約1万5,000戸、面積でおよそ単純に計算しますと3,000ヘクタールぐらいが、試算上は出てきます。金額につきましても、それに1万5,000円ということですから、全体では4億5,000万円ぐらいの金額になるんじゃないかと。これはあくまでも試算の上での部分ですけども、そんな感じです。

安本委員

国が主体だと思いますけれども、県はこの事業にはどうかかわっていかれるんでしょうか。

深沢花き農水産課長 戸別補償制度につきまして、国が主体的に行うということで、特に助成金の交付についても、国から直接農家の口座に支払いをしていくというふうなことを言っております。そういうことですが、県としましては、県の水田農業推進協議会と一緒に連携をとりながら、市町村ですとか、農協、あるいは農業者等に制度を普及していこうということ、あるいは、各市町村ごとで持っております地域水田協議会への指導を行いながら事業が円滑にできるように説明等をしているところでございます。

安本委員

制度が新しい制度ですので、農家の方たちはなかなか内容がわからないところも多いのではないかと思います。特に、生産数量目標の割り当てなんかもどうなるのか、しっかりと現場のほうに伝わっていかないと、農家の方たちは、期待されていると思いますけれども、早く教えてほしいというような要望も届いてきておりますので、農務事務所のほうで、説明会とかを実施されたという報道も聞いておりますけれども、説明会の実施ですとか、それから、今、生産数量目標の割り当ての提示はどの辺まで進んでいるのかということと、今後の申請、それから交付のスケジュールについてわかっておりましたらお願いします。

深沢花き農水産課長 説明会等についてということでございますけども、地域ごとに説明会等も行えということで、説明会につきましては、農政事務所、あるいは県の水田協と一緒にやりながら、昨年12月から数回にわたり、行ってきております。特に、農務事務所単位での説明会等も行っております。

それから、生産目標数量につきましては、市町村のほうで、現在、各農家への配分という部分について準備をしているということで、3月中旬以降、それぞれの市町村で農家たちのほうに配分をしていくということです。

それから、モデル事業に対する交付金の申請等というふうなことだと思いま

すけれども、この制度につきましては、一応、6月末までに、市町村の協議会を通して国の農政事務所のほうに、制度への加入申請を行っていただくというのが1つございます。その後、実際の水稲の作付等の確認を経て、10月に交付金の申請をしていただくと。で、12月以降に交付金が支払われると、今のところそんなような予定で行われると、国のほうから聞いております。

安本委員

このモデル事業が推進されるについて、2点ほどちょっと懸念をしているところもあります。

1つは、県は、ルネサンス大綱の中でも、集落営農組織を育成しているということで承知していますけれども、この事業ですとか、先ほど大沢委員のほうからもありましたけれども、水田利活用自給力向上事業、生産調整に協力しなくても米以外のものについては、先ほども8万円とありましたけれども、助成されるということで、こういった事業が実施されると、全国のニュースでも集落営農の推進に影響が出ているというような話もありましたが、こういう懸念に対して、私もどうなのかなと、率直ちょっとわからないんですけれども、県としてはどういうふう考えられているんでしょうか。

深沢花き農水産課長

本県の米農家というのは、やはり経営規模が小さいという部分があります。それから、高齢化が進んでいるというふうなことがありまして、農産業受託ですとか、農地の集積をしながら、集落営農の推進を、組織育成というふうなことをやってきたわけです。米の戸別補償モデル事業につきましては、全国一律で1万5,000円の交付金が交付されるということでございます。集落営農で作業を集約して効率的な経営を行うとか、あるいはコストを下げるとかというふうなことをやっていくことによって、個人経営よりも交付金のメリットというのは大きくなるのではないかと考えております。

安本委員

集落営農組織を育成していくということについては、これまでどおり、しっかりと取り組んでいかれるということによろしいでしょうか。

深沢花き農水産課長

集落営農の関係につきましては、従来どおり、組織育成に取り組んでいきたいと考えております。

安本委員

最後に、現在、モデル事業は米ですけれども、いろんなところから、米以外の本格実施について、作物への拡大を望む声があります。先ほどからの説明を伺っておりますと、この事業は、簡単に言いますと、生産に要する経費と販売価格の差を補償する制度ということですので、赤字を補てんするという事かなと思いますが、そうしますと、本県の農業の他の主要品目であります、果樹とか、野菜とか、それから花きなどについては、この事業に該当するのかなという心配にもなっております。県で答えられることではないかもしれませんが、国から、今後、来年度、再来年度以降の米以外の作物への拡大についてはどのように聞かれているのかお伺いします。

杉山農政総務課長

米以外の品目への拡大という御質問ですけれども、国で、今、食料・農業・農村政策審議会というふうなものを開いたりしておりますので、そういう場において、米の、今、来年度モデル事業を実施しますが、その実施状況などを踏まえながら対象品目とか支援内容などを検討を進めていくというふうなことを聞いております。

また、農水省がこの戸別所得補償のモデル事業を実施するに当たりまして、ブロックとか都道府県単位の説明会を開いておりますが、その中で出てきた質

問とか、その回答の概要をまとめたものが農水省から示されております。その中の質問に、平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施の際にはどのような作物が対象になるのかという質問に対して、こんな回答をしております。先ほど委員が言われましたように、戸別所得補償制度は、恒常的にコスト割れしている品目を対象としていくという考えであるので、果樹とか野菜については恒常的にコスト割れしている状況にないため、戸別所得補償制度の仕組みがそのまま適用されることはないと考えており、今後、新たな支援策を検討すると考えております。それから、畑地帯の麦とか大豆等については、内外価格差に基づく恒常的なコスト割れがあるので、現行の経営所得安定対策も踏まえて、平成23年度からの導入に向けて制度設計を行っていくと。畜産、酪農については、現行の畜産経営安定対策を踏まえ、所得補償のあり方や導入時期を検討することとしているという回答が示されております。

いずれにいたしましても、本県農業の基幹作物である果樹等、米以外のものについては、これから検討していくという段階でありまして、具体的なことはまだ明らかにされておられませんので、県といたしましては、国の動向を注視して情報収集に努めていきたいと考えております。

（地熱エネルギーの利用による栽培について）

浅川委員

先般の代表質問のときの、山梨のニューディール計画についての質問の中で、地熱の質問をさせていただきました。その中で、知事は、検討材料にしていくと答えられたんですが、実は、私は、森林環境の答えじゃなくて農政のほうの現場を見たものですから、答えが欲しかったわけですが、ハウス等で今後、たまたま竜王でこのヒートポンプを使ったトマト栽培をしているものですから、それしか頭になかったから、今、調べたら森林環境部だったということでございますので、ぜひハウス等々の活用の中で、今後、農政部のほうでも森林環境部と話をしながら、導入について前向きに取り組んでいただきたいと思います。

赤池農業技術課長

甲斐市のほうで地熱を利用してやっています。エネルギーの削減につきましては、太陽光を使ったり、風力を使ったりと。そのひとつとして地熱を、井戸を掘って、井戸水が一定の温度であるのを利用して、ハウスでトマトを試験栽培しているところでございますので、総合技術センターの研究者も一緒に研究しているところでございまして、それがうまくいくようであればいろんなハウスにも使えるし、建物等にも。問題は、要するに経費の問題でして、井戸を掘る経費が、今のところは土質によって非常に値段が違うものですから、その経費が安くできるのであれば、これはコスト的にペイできるということになりますが、その辺の課題があると思います。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告、並びに調査報告書の作成及び調査報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。

以上

農政商工観光委員長 鈴木 幹夫